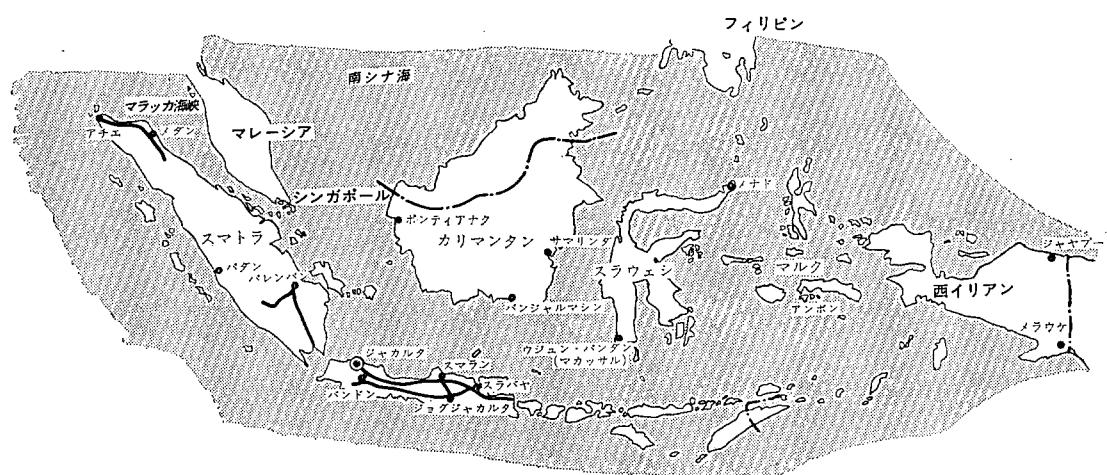


インドネシア



インドネシア共和国

面 積	190万 km ²
人 口	1億2400万人（1971年推計）
首 都	ジャカルタ
言 語	インドネシア語
宗 教	回教（ほかにヒンドゥ教、仏教、キリスト教など）
政 体	共和制
元 首	スハルト大統領
通 貨	ルピア（1米ドル=自由交換レート415ルピア）
会計年度	4月～3月（1969年度より）
度量衡	メートル法

1971年のインドネシア

国内政治

総選挙の実施

7月3日は、インドネシア独立以来2回目の、スハルト政府発足以来初めての総選挙投票日であった。この投票日は1億2000万人のインドネシア国民が待ち望んで来た一大祭事であった。主催者である政府としても成功裡に、この事業を遂行したといえる。選挙法制定に3年、選挙実施準備に1年半の日時を要し、政府財政支出200億ルピアが費された。有権者は約5700万人で、投票率は94%であった。国会議席定数は460人で、うち100人が任名議員、残りの360議席（うち9議席は西イリアンに割当てられ、選挙は別途に行なわれる）が比例代表制の選挙で争われた。選挙を闘った団体は、職能団体グループ（ゴルカルと呼ばれる政府与党）と、ナフタトールウラマ党(NU)、インドネシア国民党(PNI)、ムスリミン党(パルムシ)、イスラム連盟党(PSII)、カソリック党、クリスチャン党、イプキ党、ブルティ党およびムルバ党である。

実際の選挙公示期間は4月27日から6月28日であったが、各党ともこれに備えて勢力的に活動してきたことはいうまでもないが、もっとも特徴的なことは、過去の行政の実績に裏づけられた政府の実力にバックアップされたゴルカルの強さであった。他方、ゴルカルの勢力拡張を、各政党は、政党に対する圧力、介入として受けとった。

政党への介入は昨年来から、PNI、パルムシなどの党役員選出に政府が口を出して、党首に政府協力者を置くといったことに示されているが、本年になってからは具体的な選挙干渉が始まられるようになった。たとえば候補者リストを作成する過程で、マフムド内相は選挙管理委員長としての実権を十分に利用した候補者選定権を武器に各党



総選挙で投票するスハルト大統領夫人

を動搖させた。

各党が1月に提出した候補者数は3,840人であったが、4月に決定された候補者数は、結局、3,022人に減らされた。その結果、昨年に党の役職を追われたPNIのハルディ、パルムシのジャルナウイ、ルクマン・ハルン、イブラヒム・ハルンなどはリストから除外された。またこの他に、東部ジャワでPNI支持の教員80人が解任され、各地では政府、軍部の圧力でNU、PNI、パルムシなど有力政党の支持者をゴルカル支持者に転向させる切崩し策を行なった。たとえば、ジャンピー州で、NUの3万人、ブルティ党の3,500人、PSSIの2,000人がゴルカルに転向したと伝えられる。これはゴルカルによる根こそぎ作戦（ブルドーザーと呼ばれる）として、政党の非難したことである。

こうした力による選挙作戦とともに、政府は各党の懐柔策もとった。スハルト大統領は4月に各党首と会見し、各党の希望、不満などを聴くと同時に選挙資金として各々1000万ルピアと自動車などを贈与している。しかしこの懐柔策は、各党を完全に説得しうるものではなかった。会見後の記者会談で、各党首は公正選挙実施の大統領の約束が完全に守られるかどうかについて危惧を表明

している。またこれらの政党の不満と直接関係はないが、反内相運動、ゴルプット運動と呼ばれる選挙ボイコット運動などが小規模ながら行なわれた。

選挙結果の公式発表は8月に行なわれた。それによるとゴルカルは予想をはるかに上回る勝利を収めた。ゴルカルの獲得議席数は236議席で、これに軍部、ゴルカル系の任命議員100名を合計した336人は議席の73%を占め、政府の議会対策を十分容易にできる圧倒的勢力である。ゴルカルに続く第2党の座を占めたのはNU党である。獲得議席数58、得票率18.7%で、予想以上の健闘であった。第3党は外領を主な地盤とするパルムシ党であり、獲得議席数24、得票率5.4%であった。第4党におさまったのは、選挙前にはゴルカルに次ぐ成績を収めるだろうと予想されていたPNIである。同党はスカルノ前大統領の人気を過大評価し、それを利用しながら選挙キャンペーンを展開したが、結局、ゴルカルの切崩し策に屈し、PNIが大勝を期待していた中部ジャワ州でさえ、定員57議席中の11議席しか獲得できなかった。PNIの獲得議席総数は20議席で、得票率は6.9%である。PNIの得票率がパルムシ党より上回っているのに、獲得議席数が少ないので、人口に対する議席配分数がジャワよりも外領において多く、パルムシ党が外領で強いためである。なおPNIの敗北の大きな理由の一つとして、スハルト現大統領と親交のあったハディスベ総裁が、選挙公示後の5月初めに急逝したことがあげられよう。

その他の政党的成績は次のとおりである。PSIIは得票率2.4%で10議席、クリスチャン党は得票率1.3%で7議席、カソリック党は3議席、プルティ党は2議席を獲得した。IPKIおよびムルバ両党は一つの議席も獲得できず、議会政党の看板を失なった。

以上の結果から判明するとおりゴルカルの大勝であったが、この勝利は過去5年間に地道に培ってきたスハルト政府の安定した力を背景にするものであった。しかし他党に比較すれば抜群の好成績を収めたNU党でさえ、7月に発表された非公式の暫定発表をみて、「総選挙結果を拒否する」という選挙対策委員会声明を出すほどに、政府のやり方に強引なところがあったことは否定できな

い。しかし逆に言えば、今回の総選挙によって伝統的政治勢力である政党が、単なる議会民主主義の形式を整えるための勢力としての範囲から脱皮できなかつたということである。

政党の弱体性は、総選挙で得た議席の党内配分闘争でいっそう強められている。PNIでは執行部改革と議席配分がからんで新旧世代の対立があり、パルムシ党でも北スマトラの1議席をめぐり争い、またNU党でもイドハム・ハリド総裁を主とする対政府協力派と、反対派が対立し、12月にスラバヤで開催された党大会では総裁選挙をめぐって紛争があった。ゴルカルもまた同じく、各職能団体間での議席争奪戦があつたことはいうまでもない。

新議会(DPR)は10月28日に召集された。新議長には、8月以来アリ・ムルトポ大統領特別補佐官が推してきた伝えられるイドハム・ハリドNU党総裁が就任した。副議長にはゴルカル、軍部、パルムシ党、PNIからそれぞれ1人、合計4人が選出され、新国会の役員人事は無難に決定された。また、新議会は各政治勢力を4つのグループに類別して運営されることになった。このグループ化は、10月にスハルト大統領が各政治団体のリーダーと2度にわたり会見して、同意を取りつけた制度である。グループとは、ゴルカル、軍部、開発連合(NU党、パルムシ党、PSIIおよびプルティ党の回教政党)および開発・民主(PNI、クリスチャン党、カトリック党)である。この制度は1969年に西部ジャワ州議会で、2大政治グループ制度として当時のダルソノ西部ジャワ軍司令官によって実施されており、ようやく、国会レベルにおいても確立されたといえる。しかしダルソノ司令官は同州でこの制度を急かつ強引に導入したこと理由に、軍司令官の地位を更迭され、駐タイ大使(本年11月に駐カンボジア大使に)に配転された。なお次回の総選挙はこの4グループの間で争われることになる。

選挙後の動き

選挙に勝利したスハルト政府は、その政策を一層円滑に実施するため、選挙を理由に手控えていた政府内部の人事面の調整を行なつた。第1にあげることは内閣改造である。

内閣改造は9月10日に行なわれた。今回の改造の特徴は、入閣した6人のうちパンガヘアン防衛・治安担当国務相を除いて、5人が民間人であることと、ウイジョ・ニティサストロ経済企画庁長官が国家計画担当国務相に、エミル・サリム同庁副長官が行政機構改革担当国務相に任命されたことである。これら2人の経済学者の入閣は、現在進行中の経済開発5カ年計画を通じて、経済開発に一層の努力をするという政府意志の表明である。

第2に軍部の人事移動がある。選挙以前にも散発的な移動があったが、選挙後に大物の移動が伝えられている。9月にはフゲン・イマム・サントソ警察長官が更迭された。この理由については明らかにされていないが、タンジュン・プリオ港を舞台にした大規模な密貿易と政争に関係ありと一部で取沙汰されている。警察長官の後任はモハメド・ハッサン防衛治安省査察長官が任命された。

12月にアラムシャ大統領特別補佐官（中将）の駐オランダ大使転出決定の報道がなされた。同將軍の更迭も選挙後の人事スケジュールの一つであった。この配転に対して同將軍は拒否しつづけてきたが、結局これを承諾せざるを得なくなり、大統領側近の再編が進められた。なおアラムシャ將軍の後任にはスダルモノ内閣官房長官が兼任することになった。

これら2人の政府要人の移動の他に、軍内部の人事移動がみられた。めぼしい動きをあげると、9月にウィドヤ・ラティフ准将が宮殿プレスオフィーサーの地位から陸軍参謀長第1補佐官に転任した。11月に各地方軍区司令官の大量移動があり、ワホノ少将がプラウィジャヤ師団（東部ジャワ）司令官から戦略予備軍司令官に転任し、その他にも、スリウィジャヤ師団（南スマトラ）、ランブン・マンクラト師団（東カリマンタン）、ムルデカ師団（南スラウェシ）の司令官などが交替した。

こうした政府内部の調整が進められたが、政府に対する外部からの攻撃も小規模ながらみられた。12月にジャカルタで行なわれた学生デモがそれである。これはスハルト大統領夫人が主唱したジャカルタ近郊に約2600万ドルの費用でインドネシア本土のミニチュアを建設する計画に反対したものである。反対の理由は建設費用が高額であり、これをもっと有効な建設事業に利用すべきで

あるというものである。デモはジャカルタ各所で行なわれ、OPSUS（アリ・ムルトボの主催する団体）本部にも向けられた。政府は治安秩序回復司令部にデモ規制命令を出し、このデモを利用している背後の政治勢力の存在に警告を与えていた。しかし現政権はこの程度のデモを許容する十分なゆとりを有している。9・30事件以来拘留されてきた政治犯のうちC級共産主義者約6,000人の全面的な釈放も約束されているし、9月にはスカルノ支持の将軍らも釈放されている。釈放されたのはスアシ元国家防衛研究所長官（少将）、スジルゴ元国家情報局長（准将）、サブル元大統領親衛隊司令官（准将）、スディビヨ元国民戦線議長らである。

对外関係

3大国とインドネシア

1971年の国際情勢は、米中接近、通貨戦争、バングラデシュ独立などによって大きく動搖し、インドネシアもその影響を受けながらも、着々と独自の外交政策を進めた。その方向は、オランダのユリアナ女王の訪問を受け（8月）、旧宗主国との関係を、かつてなかったほどに緊密化したり、バングラデシュをめぐって対立するインド、パキスタンの仲介を申し出るなど多彩であった。しかしインドネシアがもっとも関心を示していることは、中国、ソ連、アメリカ3国との関係と、インドネシアを含めた東南アジア地域の問題である。

中国との関係は9・30事件を契機として事実上の断交状態にあるが、米中接近、中国の国連での権利回復などの動きに影響されて、アダム・マリク外相を中心にしてインドネシア政府も幾度か中国との接近を試みた。具体的にはルーマニアのチャウセスク議長、ユーゴスラビアのテバパッチ外相が中国を訪問する機会を把えて、マリク外相が両国にインドネシアと中国の関係改善について仲介してくれるよう依頼した。これに対してユーゴ外相からマリク外相に「北京はインドネシアとの関係正常化に異議がない」という連絡があり、マリク外相も「中国側から好ましい反応があった」と期待を述べている。しかし、その後7月初旬のルーマニア訪問を終えて帰ったマリク外相は「中国との関係正常化を急がない」と述べ、対中復交が

当分先に延ばされることが明らかとなった。これに関する理由として、インドネシア政府が主張していることは、中国が北京放送を通じてインドネシアを非難していること、現政府を承認せず、インドネシアにおいて破壊活動を行なっていることなどである。この破壊活動とは、カリマンタン、サラワク国境地帯の共産軍ゲリラ活動（PGRSと呼ばれ、勢力は2個大隊程度といわれ、中国系住民を主力とする）のことであり、マリク外相は中国がこの活動を利用して「カリマンタン全体を支配しようとしている」と述べている。

11月にマリク外相は「中国の国連加入は意味がなく、国際機関にトラブルを持ち込むのみ」とさえ述べている。

こうした対中関係に対する居直り的な強い姿勢は反共を主張する軍部や回教勢力に迎合するものである。10月に北京でアジア卓球大会が開催され、インドネシアにも招待状が送られたが、結局一人の選手も参加させなかった。現在のインドネシアは国府との関係を一層深めており、9月に国府・インドネシア貿易文化協会が設立され、国府はインドネシアから石油を輸入することを決定している。また8月から中華航空が週2回ジャカルタに乗り入れている。

ソ連は海軍力増強によりインド洋に進出し、アジア地域における影響力の増大を望んでいるが、インドネシアもソ連がパートナーに望む1国であることはいうまでもない。ソ連は昨年、西側諸国と同水準の条件で、スカルノ時代の旧債務繰延を受諾し、本年8月には中断されていたチルゴンの製鉄所（契約は1960年）、チラチャップの肥料工場（同1962年）の建設援助プロジェクトの再開をするための調査を行なう協定を結び、8月から2カ月間の予定で24人からなる調査団を派遣している。またインドネシアが現金ベースでの貿易拡大を希望していることに対応して、ソ連は10万トンのゴム、大量のロブスター種コーヒーを買付けることを表明し、3月には500万ドル相当の軍需部品の分割払い輸出に同意したことが伝えられている。

このようにソ連とは経済活動を通じての交流が深められてきたが、インドネシア側の対ソ警戒心が完全に払拭されたのではない。スドモ海軍参謀長は、ソ連からの軍需部品買付についてのマリク

外相の談話を即座に否定して、ソ連との関係を遠ざけている。マルトポ大統領補佐官は大型タンカーの安全運航のためのマラッカ海峡の浚渫計画に関して、「この地域におけるソ連海軍勢力が増大しつつある時、同海峡を大型船舶通過可能にすることは、マレーシアおよびインドネシアの安全にとって不利益」と述べ、軍部の対ソ警戒の態度を表明している。また4月1日より総選挙投票日まで外交官の国内旅行を禁止したが、この措置は選挙を利用してソ連外交官が政治的工作者をすることを防止することを主なねらいとしていたと伝えられている。

アメリカ、日本をはじめとする西側諸国は1966年以後累計で約22億ドルの援助を供与しインドネシアの経済開発事業に全面的な協力をしている。インドネシアとしても西側諸国との友好は、対外関係において最重要である。ニクソンドクトリンにもとづくアメリカのアジア戦略上の観点からしても、インドネシアの置かれている立場は無視できない。広大な国土と約40万人の兵力を有するインドネシアは自國が東南アジア地域の安定にとって重要な役割を得ることを期待している。しかしそのためには諸外国の協調と、国軍の近代化を必要としている。

国軍の近代化は、現在進行中の経済開発5ヵ年計画終了後の1974年度から本格的に計画される予定であるが、アメリカの軍事援助によって現在も小規模ながら国軍の整備が行なわれている。

アメリカの対インドネシア軍事援助はスカルノ時代からMAP（軍事援助計画）のもとに続けられており、1969年度までに毎年500万ドルが供与されており、70年5月のスハルト大統領訪米を契機に、70年度1800万ドルに、71年度には2500万ドルに増額された。この増額の理由として、1965年の9・30事件までの63～65年のあいだMAPによってアメリカで訓練を受けたインドネシア軍人が1,200人おり、現在のインドネシア政府の成立に大きく寄与したことが、アメリカの政策の成果であったという、米下院外交委員会の安全保障政策小委員会の評価があげられる。同小委員会はこの軍人の訓練を、スカルノ時代にソ連が与えた大量武器援助よりも有効な政策であったとも結論している。

70年度の援助の内訳をみると、装備・訓練費、1190万ドル、特殊部隊の整備(武器を含む)510万ドル、輸送100万ドルである。軍人の訓練はアメリカ本土、沖縄などで行なわれる他に、米軍移動訓練班によるものもある。MAP遂行のためにインドネシアに派遣されている米軍人は2月現在約20人(大佐を責任者とし、士官10人、下士官10人)おり、防衛連絡グループ(DLG)と呼ばれる。しかし援助額の増額に伴い、DLGを軍事援助顧問団(MAAG)に格上げすることが安全保障政策小委員会報告に示唆されている。これによりアメリカの対イ軍事援助は一層積極的になるであろう。

同報告は対インドネシア軍事援助についてのコンソーシウム設立を提案している。この提案は、成功した経済援助国会議(IGGI)の軍事版を意図したもので、対象国として、オーストラリア、ニュージーランド、イギリス、オランダ、フランス、日本があげられている。これら諸国とインドネシアの軍事協力はフランスの戦車などの武器輸出、オーストラリアの航空機供与などによって具体化しつつある。オーストラリアのマクマホン首相はインドネシアと防衛条約を結ぶ可能性について検討中であるとさえ述べている。またスケンダール空軍参謀長(大将)は、「日本の航空自衛隊とインドネシア空軍が共同訓練を実施することについて検討中である」と述べている。これについては現在のところ合意に達したものではないと注釈をつけており、日本側もこのような問題を「検討した事実もないし、実現するはずがない」と否定している。しかし久保防衛局長は「インドネシア軍部内に合同訓練を希望している人はいるようだ」と述べ、「法律的には米軍以外の外国軍隊と合同訓練することもできないことはないと思う」として、インドネシアとの共同訓練の可能性を留保している。

東南アジアにおけるインドネシア

11月に ASEAN 外相会議がマレーシアの首都、クアラルンプールで開催され、「中立化宣言」が共同声明された。この宣言は次の2項からなる、

1) ASEAN 5カ国が、外部勢力からいかなる形の干渉も受けない平和・自由・中立地帯として認められかつ尊重されるよう必要な努力をする決意で

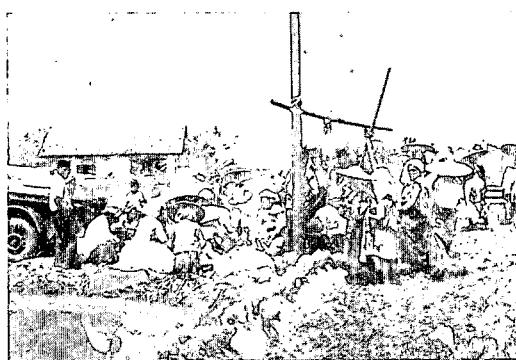
ある。2) 東南アジア諸国は、その力、団結、関係緊密化に役立つ協力分野を拡大するために努力すべきである。この宣言そのものは5カ国の妥協の産物であり、具体的な内容について成果がなかった。しかし、ラジャラトナム・マレーシア外相が、今回の会議が ASEAN 特別会議ではなく、出席した各代表が偶然にも ASEAN 加盟国の外相であったと言明しているにもかかわらず、この宣言を契機として、ASEAN の性格が、経済・文化面のみの協力組織から軍事協力の方向に傾斜はじめたことは否定できない。とくにインドネシアは軍事協力に熱心であるように思われ、会議には、マリク外相に随行して、ユオノ中将(Bakin 国家情報調整機関長官)、カルタクスマ中将(国防治安委員会長官)など軍高官が出席したと、ストレート・タイムズに報ぜられ、軍事協力について各国代表団と討議した模様である。

インドネシアの意図している地域軍事協力は、ASEAN 諸国あるいは東南アジア諸国が一つの条約に調印するものではなく、マレーシアおよびシンガポールの加盟する ANZUK や、フィリピンおよびタイの加盟する SEATO など現行の軍事協定に加えて、各国の相互協力を幾重にも積みあげることによって、地域の安全を保障することにあるようだ。この意図に沿ってインドネシアは着々と隣接国との軍事協力を進めている。カリマンタンにおける共産ゲリラ(PGRS)活動掃討のためのマレーシア軍と共同作戦をとっていること、マラッカ海峡でのマレーシア海軍との共同パトロール協定、フィリピンとの国境海域での共同パトロールなどの相互協定に加え、インドネシア国軍におけるマレーシア軍人、カンボジア軍人(主に特殊部隊)の訓練活動が行なわれている。また12月に続けて調印されたインドネシア、マレーシア、シンガポール3国間のマラッカ海峡協定、およびインドネシア、マレーシア、タイ3国間のマラッカ海峡大陸棚協定なども東南アジアの安全保障にとって無視できないことである。

経済

経済概況

開発計画3年目を迎える同国経済はいぜん拡大



ジャワ農村における収穫風景

基調を続けている。財政規模は対前年度比、歳入で22%、歳出で25%拡大した。貿易収支は輸出が伸び率5%とふるわなかつたのに対し、輸入は投資需要の活発化による原材料、資本財の輸入増で18%の大幅増となりそうである。投資需要の活発化は、運輸、通信、電力等におけるプロジェクト援助の実施強化、外資を中心とする民間投資の具体化によるものである。

こうした状況を反映して、通貨流通高は対前年比18%の増加となったほか、銀行融資残高は25%の伸びをみせた。

しかし経済の拡大の過程で国際収支に先行不安が感じられるようになった。これは經常収支の赤字拡大と商品援助収入の伸び悩みによるものである。このため政府は8月にルピア平価を8.92%引下げたほか、12月の通貨調整ではドルに追随して他国通貨に対し実質上の切下げを行なった。

外資の急増と内国資本の成長は、民族資本の保護政策の台頭を招来している。

ルピアの切下げと国際収支不安

ニクソン大統領が新経済政策を発表してから一週間後の8月23日に、ルピアのドル平価は1ドル:378ルピアから415ルピアへと8.92%切下げられた。他の東南アジア諸国がその後に予定される多国間の通貨調整のなりゆきを静観する中で、同国だけがいち早く平価切下げを行なったことの背景にはその国際収支の先行きについて大きな不安を感じられはじめているという事情がある。

すなわち1969年にはじまった5カ年計画の実施過程で財政投融資および外資を含む民間投資の活発化とともになう原材料、資本財の輸入需要が急速

に膨張する一方、外貨収入面では輸出が1次産品の国際市況の悪化、また政府間援助が同国の資金吸収能力の限界等の原因によって伸び悩みの傾向を示すようになったことである。

まず貿易収支をみると、輸出は1970年に對前年比17%の伸びをみせたが、71年は約5%程度の伸び(12億3000万ドル程度)にとどまりそうである。この伸び率低下にはゴム、コプラ、木材の輸出額の下落がひびいている。

一方輸入は1970年に對前年比18%伸びたが、71年も上半期実績で推定すれば同様の伸び率が予想される。この結果このまま推移すれば輸出入バランスは石油収入をネットでみた場合約3億ドルの赤字となり、これに用役収支を加えると約6億ドルの赤字になるものと予想され、これは70年に比して約2億ドルの赤字増である。

ところで貿易収支の赤字を補てんするのは外資導入と政府間援助であるが、上半期までの実績をみると前者は順調な伸びを示しており、年間では対前年比5000万ドル程度の伸びが予想される。問題は政府間援助である。債権国会議による援助約束額は1970年～72年にそれぞれ6億ドル、6億4000万ドル、6億7000万ドルという多額にのぼっているが、援助の約半分が実施に日時を要するプロジェクト援助であること、同国の資金吸収能力が限られていること、各国援助外貨の購買力格差により日本を例外として商品援助外貨の市中消化がはかどらないことなどの原因によって、年間に消化されるのは約4億ドル程度で今後もこれを若干上回るくらいが限界であるように思われる。

以上のような事情から1971年の国際収支バランスは過去になく大幅な赤字を余儀なくされる見通しにある。

そこで現状にてらして選択さるべき政策としては、(1)輸入の抑制、(2)輸出の拡大、(3)援助の消化の助長、(4)外資導入の促進が考えられようが、政府は平価切下げによってこの内(1)、(2)、(3)を採用したものとみることができる。

まず(1)については、ルピアの切下げ以前にも輸入業者の法人税率(MPO)の引上げ、延払い輸入(マーチャントL/C)に対する25%の預託金の徴収および特別法人税率の設定等によって若干の輸入

抑制措置がとられてきた。しかしだ筋としては、開発計画の拡大のために原材料、資本財のある程度の輸入増は避けられないところであり、9月には465品目にわたる関税引下げを行なって平価引下げの衝撃を緩和せざるをえなかった。

つぎに(2)についてみると、蔵相の説明によっても、政府は日米をはじめとする先進諸国における最近の景気後退が長期化するという懸念をいたしており、この結果1次産品の長期にわたる価格低下、輸出量の減少が避けられないものとなってきたことが平価切下げの直接的理由とされている。ゴム、パームオイル等の1次産品輸出の場合、需要の弾力性が小さいことは事実であるにしても、小農民の輸出作物であるゴム、コプラ、胡椒などをはじめとして輸出生産がこれによりかなりの刺激を与えることは間違いないであろう。これら産品の輸出奨励策として、平価切下げと並行して輸出賦課金も軽減されることになったことを付け加えておく必要がある。

(2)と並んで重要なのは平価切下げが(3)の商品援助の消化を助ける効果である。1970年12月に1ドル326ルピアの外国援助為替レート(DKレート)が一般外貨レート(DUレート)と同じ378ルピアに一本化された時、誰もが抱いた疑問は、はたして援助外貨の市中消化が、滞らないだろうかということであった。なぜならそれ以前においてさえアメリカおよびヨーロッパ諸国の商品援助はそのひもつき条件の故に市中消化が進まず毎年多額の繰越しが生じる状況にあったためである。もちろん政府当局もこのことを懸念しない訳ではなかつたが、当時アメリカ、西独、日本等が相次いで援助のひもつき条件撤廃への動きを示し、近い将来いずれの国の外貨によるとを問わずいずれの国からも輸入が可能になるという期待感があえて政府に外国為替レートの一本化にふみきらせたのであった。しかし結果はひもつき条件の緩和は極めて不徹底なものに終ってしまい、日本を例外として他の諸国のDKは相変らず売行き不振の状況にあった。

このため今回ルピアの8.92%の切下げと並行して、DKについてはその市中売却に際し援助各との通貨の購買力に応じて割戻金を与えることに

し、再び援助は安く売られることになった。すなわち一般外貨の交換レートの415ルピアに対し、たとえばアメリカの商品援助による外貨は355ルピア、西独等ヨーロッパ諸国375ルピア、日本395ルピアと格差がつけられることになった。以上がルピア切下げの背景である。

ところで12月における多国間の通貨調整の結果ドルにリンクするルピアはこれと同率の切下げを行なう結果となった。この措置が輸出促進となって貿易収支の改善と結びつくか、また輸入価格の高騰となって逆に働くかは即断できないが、日本をはじめとする欧米諸国との景気見通しから前者の方向は決して楽観を許さないものがある。とくに同国の輸出入依存度がいずれも30%に達する日本の景気動向は同國の最大関心事である。

財政投融資の拡大と赤字

71年度の財政収支は当初予算で収支とも5850億ルピアを計上し、対前年比27%増を見込んでいたが、商品援助の消化不振、関税収入の減少などによって、歳出入ともこれを下回るとともに開発会計では若干の赤字が出る見通しとなった。

ここでは財政投融資の中核である開発会計に限ってみると、その歳出実績は前年度の1679億ルピアに対して2275億ルピアへと約40%の大幅増となる見込みである。この歳出増の原因はまずプロジェクト援助の実施がようやく軌道にのりはじめ、運輸、電気通信、電力などで大規模プロジェクトが着工されはじめたことにある。また引き続き灌漑整備、地方開発に対する投資が増額されたこともあげられる。融資面でビマス計画による農民金融、銀行、融資が比較的順調な伸びを示したことの一因である。

しかしこうした一見順調な財政投融資にも若干の問題が指摘される。それは前述したごとく開発会計の歳出入実績が当初予算を下回ったばかりか赤字を出した点である。

開発会計の財政収入は一般会計からの繰入れ、プロジェクト援助および商品援助の見返り資金から構成されているが、プロジェクト援助を除いていずれも当初予算を下回ることになった。

まず一般会計からの繰入れが少なかった原因を

みると、税収が予定に達しなかったことがあげられる。税目別に税収をみると、直接税関係は石油法人税を中心に増収となつたが、間接税では輸入販売税、消費税、石油販売税が減収となつたほか他の税収も伸び悩み、関税収入にいたつては大幅な減収となつた。こうした税収の減少額がそのまま開発会計への繰入れ額の減少となって現われたものである。これは、7月における販売税率の引き下げ、6月19日における関税引下げなどがひびいているわけであるが、物価騰貴を抑えようとし、開発のための輸入需要を抑制しまいとする政府の政策がとられる限り、今後も税収の伸び悩み傾向はつづくとみなければならないであろう。

しかし開発会計縮小の最大の原因は商品援助の消化不振による見返り資金の繰入れ不足であった。前年度までの援助の消化状況をみると、従来は、プロジェクト援助の消化が滞るのが常であったが、今年度にいたり商品援助にその傾向がみられるようになった。これはもちろん上述した欧米諸国の商品援助に対する需要者の不人気に加えて、国際的通貨不安によるドルの買控えや一般外貨による延払い輸入の活発化などが原因である。ところで多国間の通貨調整が完了した現在、商品援助の消化は促進されるかといえば否であろう。なぜなら今度の調整が各国の通貨の購買力をよく反映したものであったかどうかの問題はおくとしても、援助外貨は一般外貨に比較すると、ひもつき条件や輸入禁止品目の設定等によってその流動性にいぜん問題が残されているからである。

外資の活動と民族資本保護政策

設備投資を軸とする投資需要は、外資、内資とも堅調であった。たとえば71年上半期の輸入動向をみると消費財輸入が1億2000万ドルと対前年同期比で100万ドル減少したのに対し、原材料および資本財輸入はそれぞれ2億2640万ドル、2億3890万ドルで約32%および60%の大幅増となった。このため資金需要も増加し、年末の通貨流通高が対前年同期比約18%増加したのに対し、銀行の融資残高は25%の増加となった。この結果外国為替銀行や一般市中銀行の一部にはオーバーローンによる流動性不足が報じられ、インドネシア銀行は自

動借用金制度を設けたほか準備率不足に対する課徴金の軽減などの措置をとるにいたつた。

外資の動向をみると導入額は外資法制定以来認可ベースで431件、約16億5000万ドル（10月現在）に達しているが、投資実績は20%に達しないものと思われる。ただ製造工業投資だけは認可額約5億ドルの内約1億3000万ドル程度の投資実績を記録しているが、これら外資の活動が活発化するにつれて民族資本の保護政策が台頭してきており、製造工業分野における外資導入は一つの転機にさしかかっている。

71年における外資認可額は約3億3000万ドルであるが、業種別にみると過去とかなり違った内容となってきている。すなわち69年をピークに盛んであった鉱業、林業関係の投資が著しく後退しており、この分野における投資は大体一巡したものと考えられる。また昨年につづいて製造工業投資が大幅な伸びをみせ、約1億8000万ドルに達した。またホテル業、運輸、リクレーション関係の投資が増大していることも特徴である。結論的に言えば昨年来、外資は民族資本と競合する分野に集中しあじめていることが指摘されそこには当然内国資本からの反発が予想されるのである。

こうした中で政府がとった政策は大体2つに大別される。(1)は未開の投資分野に外資を誘導すること。(2)は外資と内資に差別政策をとることである。

(1)についてみると、これまで禁止してきた運輸、通信部門に外資進出を認めたこと、未発達な産業分野にのみ税法上の優遇措置を与えることにしてことなどがあげられる。

(2)については、外国商社、外国生産会社の商活動の禁止、外資の進出禁止業種の設定などである。

また会計士事務所、貸ビル業、旅行業、損害保険業、製薬業など業種別に事業認可に関する法令を発表し、この中で外資系会社を区別して規制を強化していることなどもあげられる。

このほか、政府のきもいりによって重機械、電機、自動車などにソールエージェントの団体が誕生していることもこうした動きの一環である。

しかし外資規制があくまで特定業種にかかわる

ものであることに注意する必要がある。外資導入は政府間援助とならんでもいまも開発計画の柱であることに変りではなく、外資進出の環境整備は政府の主要政策である。

たとえば外資法改正による免税期間の追加、商法の一部改正、税法改正による諸税の引下げ、税法関係の諸施行令の制定、外資に対する長期金融制度の開設など経済制度は徐々に整備されつつある。

外資とならんで製造工業においては内国資本の投資活動もここ数年来活発化してきている。すなわち国内投資委員会の認可額は約6億ドルに達しているが、この内30%以上がすでに投下されているとみられる。これは新投資に対して政府が税法上、金融上の優遇措置を与えてきたためであるが、とくに70年以来政府がとりはじめた外資に対する制限政策は内国資本投資に大きな刺激を与えるものであろう。このためこれまで流通面だけに投下されていた華僑資本が生産面向いはじめたほか、海外の華僑資本も流入している。

しかし企業をとりまく環境はすべての業種に有利に展開しているわけではない。たとえば国内投資委員会の認可を得た新規投資に対しては、税法上の優遇措置や投資金融制度による低利融資が与えられる一方既存の中小企業は相変わらず月利3~5%の高金利、輸入品との競合等に苦しめられている。71年においてセメント、肥料、製紙等の大規模工業製品がいずれも増産されたのに対し、雑貨、食品加工、繊維の一部などに減産の声が聞かれるのはこうした事情によるところが大きいであろう。

また一般的な企業金融が大きな伸びを示す一方で、長期の低利による投資金融は低い水準にあり、ごく一部の企業をうるおしているにすぎない。月間金利1%，貸付期間3~5カ年という投資金融制度は1968年に発足したが、融資残高の推移をみると、70年末の404億ルピアから71年8月には634億ルピアへと60%近い伸びをみせてはいるも

の、金額的には後者についてもドル換算で1億5000万ドルにすぎず、長期信用制度の拡大は急務の問題となっている。

安定した物価

投資需要の拡大やルピアの切下げにもかかわらず物価はこれまでになく安定的に推移した。ジャカルタ市の生計費指数をみると、70年の上昇率約8%に対し今年は約2.4%程度にとどまった。これは指数ウエイトの高い食料費(63.4%)が安定したことが主因であるが、昨年高い上昇率を示した住居費、衣料費が下ったことも影響している。

また9品目物価指数をとると逆に約2.6%の低下となっている。

ただ各四半期毎の生計費指数を対前期比でみると第1四半期~第4四半期でそれぞれ+5.8%，-5.4%，-1.3%，+3.7%と昨年同様季節による変動はいぜんはげしい。

物価安定の主因である食料費の安定は、昨年につづく米の増産によるものであり、これが他の物価の上昇を抑制したことができる。

米の生産は昨年に引続く良い天候と米の増産計画の進展によって、生産高は1270万トン程度と昨年の1200万トンを若干上回ることになると推定されている。

つぎに急増しつつある投資要需と物価の関係をみると、原材料および資本財の調達はほとんど輸入に依存するため直接国内物価を引上げる要因とはなっていないようである。問題はこれらの輸入物価の動きであるが、8月の平価切下げおよび12月の通貨調整後も72年はじめまでほとんど変化をみせていない。

このように経済の拡大する中で物価は安定的に推移したわけであるが、ただ物価統計の方法上食料価格のウェイトが極めて高いことには注意すべきで、政府も近年における需要構造の変化に対応した統計手法を検討中である。

重 要 日 誌

1月

6日 ▶軍・民間のスポーツ試合中止——パンガベアン國軍副司令官は、総選挙を迎えての紛争を避けるため、軍と民間団体間のスポーツ試合を禁止した。

7日 ▶新年度予算案——スハルト大統領は国会に1971/72年度予算案を提出した。予算総額は5852億ルピアで、前年比31.5%増である。内訳は経常収入4159億ルピア、経常支出3641億ルピアである。経常支出増加要因は公務員給与3分の1引上げ、スカルノ時代債務返済の促進である。開発収入は経常予算剩余額の518ルピアに外国援助を加えて総額2211億ルピアで（したがって支出も2211億ルピア）、前年比増34.1%である。

9日 ▶国内資本投資認可——1968年11月から1970年11月までに認可された国内資本投資は473件に達した。うち工業294件、プランテーション56件、林業42件、運輸業25件、観光業26件、農業16件、その他10件である。

10日 ▶オランダマルク独立軍の訓練——オランダのAVROラジオ放送（アンタラ）によると、これまでにマルク独立運動（RMS）の男子（17～35歳）500人が、オランダの東部で極秘に軍事訓練されている。

11日 ▶カンボジア外相訪問——クン・ウィック・カンボジア外相がインドネシアを訪問した。滞在日数は4日間。なおマリク外相によると、軍事問題について話合わないこと、イ軍によってカンボジアの下士官クラスの兵員を数度にわたり訓練したこと、およびラオス軍兵士の訓練も行なわれたことが明らかになった。

13日 ▶各党、総選挙候補者名簿提出——各政党は内相に総選挙候補者名簿を提出した。各党の候補者数は、カトリック党144人、PSII 414人、NU 421人、Parmusi 468人、Gokar 549人、クリスチャン党233人、Murba 290人、PNI 669人、Perti 203人、IPKI 406人である。

18日 ▶カリマンタンにシリワング師団派遣——カリマンタンの共産ゲリラ掃討、治安回復のために、シリワング師団のシトマン・メラ大隊が派遣された。

19日 ▶スミトロ中将訪日——駐日武官スサント中佐によると、スミトロ中将（治安秩序回復司令部副司令官）が非公式に日本訪問した。目的は日本の要人と「アジアの安全と安定」について討議すること。

21日 ▶マレーシア軍攻撃される——カリマンタンの共産ゲリラ掃討のためにインドネシア軍と共同作戦行動をとっているマレーシア軍20人は、カティバス川上流で攻

撃され、5人が即死し、3人が負傷した。

22日 ▶ソ連との貿易——ソ連の駐インドネシア通商部のカルポフ代表は、インドネシアから新たに10万トンのゴムを買付ける用意があることを明らかにした。

▶軍事協力について——インドネシアを訪問しているブヤット・フィリピン上院議長との会議後、マリク外相は「将来、ASEAN諸国の軍事協定が実現する」と述べた。

▶カナダ首相訪問——ピエル・エリオット・トルドー首相は、シンガポールで開催された英連邦首相会議の帰路、インドネシアを訪問した。

23日 ▶スハルト・トルドー会議——両首脳は1時間半にわたる会談を行なった。同席上、スハルト大統領は、中国との関係正常化を望んでいることを明らかにした。またカナダが400万ドルの商品援助を与える協定調印が行なわれた。

25日 ▶中国関係——訪イ中のトルドー・カナダ首相は、イ、中両国が望むならば、両国国交回復の仲介をする用意ありと声明した。

▶手工业品輸出税免除決定——同決定は商相、蔵相および中銀総裁共同で行なわれ、1月20日より実施される。

▶3事業への外資導入を認可——これまで外国民間資本投資が認められていなかった電信、運輸、航空の3部門への外資進出を条件付で認可することが18日付で決定された。

28日 ▶ASEANの軍事協力について——パンガベアン國軍副長官は、国防研修所卒業式後の記者会見で、ASEAN諸国の軍事協力体制を検討すべき情勢がきていると述べた。この軍事協力の内容として軍事留学生の交換、防衛問題に関する情報交換のほかに武器の交換があげられている。

2月

2日 ▶恩給30%引上げ——公務員給与33.3%引上げに準じて、恩給も30%引上げられることが決定された。

8日 ▶外国船舶に4%の法人税——租税総局は通達の中で、外国船舶のインドネシアを源泉とする粗収入に対して4%の法人税を課すことを決定した。

この措置は昨年8月の法人税法改正によって、外国運輸に対して相互主義による免税を規定した条文が削除されたことによるものである。

▶旧植民地軍人の恩給——旧オランダ植民地軍 KNIL 軍人に月額873~2,142フローリンの恩給支給をオランダ政府は決定した。

▶アメリカ国防省使節訪問——アメリカ国防省使節団(団長はウィリアム・R・フラマガム海軍中将)はインドネシア国軍に対する軍事援助プロジェクト実施の視察をするためにインドネシアを訪問した。

15日 ▶アメリカの対インドネシア軍事援助——アメリカ議会外交小委員会は対インドネシア軍事援助を行なう多国間援助会議の創設を働きかけるよう勧告した。援助国としてオーストラリア、ニュージーランド、オランダ、フランス、日本などがあげられている。

アメリカの対イ軍事援助は年額500万ドルであったが、昨年スハルト大統領訪米の際に増額が決定され、1971年度は1800万ドルの軍事援助が与えられる。

16日 ▶米系銀行、進出計画——イリノイ・ナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー・オブ・シカゴ銀行は同国に支店を開設するため調査団を派遣した。

▶アメリカ太平洋軍司令官 S・マッケーン大将訪問。

▶農林部門の外資導入額、約4億5000万ドル——1970年末までの農林水産部門における外資認可額は91件、4億4603万0245ドルに達した。

この内直接投資は、46件3億6532万3134ドルで81%を占めている。

最大の投資分野は林業で、3億9136万1000ドルで、85.5%を占めるが、この他に75件2550万ドルの新規の外資が進出を検討している。

農園業部門は一般に対して詳しい情報が与えられていないため、4432万3134ドル、9.9%となっている。

水産業は1335万6000ドルであるが、上記2部門に比して合併企業の比率が大きく、985万6000ドルを占めている。

農業部門は4件499万ドルである。

畜産部門は2件200万ドルである。

▶政府調達の自動車、21車種に限定——政府は官庁用の自動車購入を国内に組立て工場を有する下記の21車種に限定すると発表した。

インターナショナル・ハーベスター、ドッジ、三菱、シボレー、トヨタ、日産、日野、メルセデス、ウィリス、ランドローバー、ダットサン、ホールデン、フォード・ファルコン、クライスラー、ヴァリアント、コロナ、ホールデン・トラナ、ホンダ、ヤマハ、スズキ、川崎、インターナショナル・ロッグ・チェインズ。

この結果フィアット、フォルクスワーゲンなどは特殊な車種を除いて、官庁用には輸入が禁止されることになった。

18日 ▶中銀、当座貸越課徴金などを引下げ——中央銀行は市中銀行の資金繰りを助けるため次のような措置をとると発表した。

(1) 当座貸越課徴金を日歩1%から0.2%に引下げる。

(2) 現金準備率逆反課徴金を月10%から2.5%に引下げ、将来はさらに引下げを考慮する。

(3) 月利1%で緊急の資金需要および決済のための資金需要に対して融資を行なう。

また銀行の経営改善のため、専門家を派遣することを発表している。

▶重機械輸入代理店組合、外資を批難——重機械輸入代理店組合(PAABI)は第3回の組合会議を開き、重機械輸入分野に外資の暗躍がある事実を確認した後、今後はこれらの事実が生じた場合は政府に届出することを決議した。この会議には15社の組合員の内11社が参加した。参加した組合員は、ガルダディーゼル、マサユ、イシドプラノ、トラクターナショナル、パンチャニアガ、ブンバングナンニアガ、メールエクジム、イムコ、アストラインターナショナル、テクニックウムの各社である。

▶フォード、インドネシアに進出——17日より3日間の予定でヘンリー・フォード2世はジャカルタを訪問中であるが、フォード社は小型車のアセンブリー部門に約1000万ドルの投資計画が発表された。

20日 ▶総選挙後の議会召集——スハルト大統領は7月に実施される総選挙後の初議会を10月28日に開催することを決定した。この決定は大統領の提案8月16日、ミンタルジャ国務相の11月10日の提案の中間案である。

24日 ▶ミナス原油30%値上げ——中東原油の値上げに続き、プルタミナ国営石油会社も1バレルあたり51セント30%の価格引上げ、2ドル21セントにすると、来日中のストオ・プルタミナ総裁が明らかにした。

3月

6日 ▶ロックフェラー氏訪問——チーズ・マンハッタン銀行のロックフェラー会長がジャカルタを訪問した。スハルト大統領、ハメンクブオノ国務相、サドキン・ジャカルタ市長と会談する。

▶共産ゲリラ掃討——ガザリ・マレーシア軍第3歩兵大隊長(准将)によると、2月20日から26日にかけて、インドネシア、マレーシア国境地域(カリマンタン)で両国軍の共同作戦がとられ、共産ゲリラのキャンプ数カ所が発見された。

9日 ▶共産党幹部逮捕——中部ジャワで共産党幹部が逮捕された。被逮捕者はマルゴノ(元PKI外交部長、中央委員)、スギヨノ夫人(元中部ジャワ書記局員)、ハ

ン・イン（中国人共産主義者組織=Baperki 幹部）である。

トカリマンタン国境地域の中国人移動——最近のカリマンタン・サラワク国境地域の共産ゲリラ活動の拡大によって、周辺の中国人1万7000人がカブアス川流域に移住したことが、スマディ西カリマンタン軍司令官の記者会見で明らかにされた。

11日 トインドネシア、ドイツ間投資保証および投資促進協定に調印。

15日 トイギリス極東軍司令官訪問——ブリアン・バーネット・イギリス空軍大将は、東南アジア、オーストラリア訪問の一環としてインドネシアを訪問した。滞在は2日間で、パンガベアン軍副司令官、ウィラハディクスマ陸軍参謀長などと会見、主な話題はサラワク国境の共産ゲリラ活動についてである。

トジャヤプラに職業訓練センター——西イリアン開発国連開発基金(FUNDWI)およびILOの援助によって、西イリアンのジャヤプラに職業訓練センターが設置された。マノクワリにも近いうちに設置される。

16日 ト対米旧債務2億1560万ドルの繰延べに調印——対米旧債務の繰延べに関する協定が調印された。債務の内訳は債務元本1億8290万ドル、利子3270万ドルで、返済条件は次の通り。

- (1) 元本返済は1970年から均等払い(30年間とする)。
- (2) 返済繰延べに対するモラトリアイム利子は徴収しない。
- (3) 利子支払いは1985年に開始する。
- (4) 1980年以降利子支払いを軽減または免除する方向で再検討する。
- (5) 当初8カ年間は均等分割払いの額を最大50%の範囲で返済繰延べを認める。

21日 トマレーシア軍人訓練——マレーシア軍駐インドネシア武官のアワルディン少佐によると本年度にインドネシアで訓練されるマレーシア軍人は600人(昨年は48人)で、すでに150人が訓練を受けた。

22日 トソ連関係——マリク外相によると、ソ連はインドネシア海軍、空軍の船、飛行機の部品を好条件で供給する用意があることを表明した。条件は総額500万ドルの分割払い(クレジットではない)である。

23日 ト日本の石油開発失敗——北スマトラ沖に鉱区を得ていたインドネシア石油資源開発(Japex)は、石油開発事業から撤退し、事業をアメリカのガルフ社にまかせることになった。

24日 ト南ベトナム通商代表団訪問。

26日 トアメリカの援助、ひもつき廃止——1970/71年度のアメリカの対インドネシア援助のうち数百万ドルがひ

もつきを廃止された。これによって援助資金を船賃および海上保険金にも使用できるとともに、インド、パキスタン、韓国、マレーシア、フィリピンからの輸入に使用できる。

27日 トソ連からの武器購入——スドモ海軍参謀長によると、インドネシアはソ連から海軍武器の部品購入の意思を有さないと述べた。これは先のマリク外相の談話についてコメントしたもの。またスドモ中将は、ソ連船がインドネシア海域を通過するだけならば許可すると述べた。

31日 ト円借款の使用期限延長合意——日本が1969年度分としてインドネシアに供与した36億円のプロジェクト援助(円借款)のうち29億4000万円の使用期限が本年3月31日から1973年12月31日まで延長されることに合意された。この延長は、対象のリアム・カナン発電所建設などの建設が遅れているため。

4月

1日 ト外交官の旅行禁止——政府は国外外交団の旅行を、4月1日から7月15日まで禁止した。理由は総選挙をスムーズに行なうためとのこと。

7日 ト総選挙準備——7月に実施される総選挙を迎えるため、大統領は各政党指導者とムルデカ宮殿で会見した。会談にのぞみ、大統領は各党に自動車(トヨタコースター、冷房、TVプロジェクト、マイク6本、ラウドスピーカー、テープレコーダー付、約575万ルピア)1台と1000万ルピアを贈与した。

8日 ト西独、1億3500万マルクの援助を発表——西ドイツのエルハルト・エプラー経済関係相は今年の対イ援助を1億3500万マルクにすると発表した。

トADB、農園に750万ドルの援助——農林省筋によるとアジア開発銀行は北スマトラのゴム、パームオイルの農園建設に750万ドルの援助を与えると発表した。この援助は1969年の同地域のパームオイル農園に対する240万ドルの援助につづいて第2回目のものである。

援助の内容はプロジェクト援助741万ドル、技術援助(グラント)90万ドルとなっている。

まずゴム農園については、419万ドルが割当てられ、苗木農園8,815ヘクタール、リプランティング4,433ヘクタール、新規植付け1,663ヘクタールとなっている。また加工部門では、3つのクラムラバー工場建設、濃縮ラテックスプラント、工場復旧施設などのプロジェクトがある。

パームオイル農園については、275万ドルが割当てられ、道路、橋梁等の建設を含む7,500ヘクタールの農園拡張が計画されている。

この他に経営改善のため9万ドルの技術援助を含んで56万ドルの援助があたえられる。

12日 ▶軍人の投票場接近禁止——スハルト大統領は、7日の政党首との会談で、7月3日に実施される総選挙の際に、いかなる軍人も投票所に行くことの禁止を保証した。

19日 ▶陸軍参謀長、フランス訪問——ウマル・ウィラハイディクスマ陸軍参謀長はフランスを訪問した。滞在5日間。

インドネシアはすでにフランスからAMX軽戦車、装甲車、ヘリコプターなどを購入している。

20日 ▶総選挙結果の予想——情報省の新聞・世論研究所は総選挙結果の予想を発表した。それによるとGolkar 37.7%, PNI 24.71%, NU 7.9%, Parmusi 4.47%, PSII 1.68%, IPKI 0.37%, カトリック党0.37%の得票率であり、未決定は22.53%である。

▶総選挙立候補者名簿正式決定——西イリアンを除く立候補者数は3,022人と決定された各党の候補者数はカトリック党115人、PSII 309人、NU 397人、Parmusi 327人、Golker 538人、Parkindo 182人、Murba 203人、PNI 506人、Perti 150人、IPKI 295人。

▶14の鉄鋼業に投資認可——70年末現在国内投資法にもとづく棒鉄業の認可件数はつぎのとおり。

- (1) PT. Djakarta Iron Product Djl. Kunir Djkt
- (2) PT. Rakata Badja, Djl. Sindang Laut 100 Tg. Priok
- (3) PT. Industri Besi Badja, Djl. Kalibesar Barat 46 Djkt
- (4) PT Pulogaduag Beteel Djl. Ror Malaka Utara No. 24 Djl.
- (5) PT. Gunung Gahapi Djl. Pel. Belawan Medan
- (6) PT. Carsindo Djaja Gg. Burung 30, Djkt
- (7) PT. Industri Antjol Iron Factory Djl. Antjol Barat I
- (8) PT. Pabrik Badja Wuhan Djl. Antjol Barat I
- (9) CV. Carya Madju Djl. Kebumen 905, Ilirpalem-bag
- (10) PT. Iron Steel Works Djl. Tjikadjang 68 Djkt
- (11) PT. Air Trading Djl. Bandengan Utara Terusan I. Djkt
- (12) PT. Waru. Djaja, Djl. Godongan, Sidoardjo
- (13) PT. Maxifero Industri Djl. Pinang sia III No. 25 Djkt
- (14) PT. Nilakandi Djl. Pedjagalan 85 FZ. Djkt

24日 ▶ハディスベノ・ソスロウルジョヨ国民党総裁死去。

26日 ▶航空会社の認可打切り——フランス・セダ運輸相は民間航空業者との会合で、新規の航空業認可は打切ったと語った。これまでに認可された件数は、最終認可の外国航空業5社を含めて、外国企業18社、合弁企業5社となっている。

▶対中国貿易——マリク外相は中国と直接貿易を行なうよう経済界に指示するとともに、必要な措置の具体的検討に入った。この必要な措置の中には対中貿易規制の緩和ないし撤廃も含まれている。

27日 ▶韓国と経済協力協定締結。

30日 ▶外為銀行規制——政府は外國為替銀行（インドネシア国立銀行5行、民間銀行3行、外国系銀行10行）を対象に外國資金の借入れワクを定めた。国立銀行のワクは1行あたり500～1000万ドル、外國銀行は100万ドル以下という差別的措置であり、このワクを超過して借入れられた場合、超過分の1%をペナルティとして中央銀行に納めなければならない。

5月

4日 ▶WFP、ソロ河計画に380万ドルの援助——農業省においてブンガワン・ソロ河緑化および河川補修計画に対する世界食糧計画の援助協定（380万8000ドル）が調印された。

政府は同プロジェクトに対してこのほかに、UNDP、FAOから15万ドルの借款を交渉中である。

なお WFP の援助は新規を含めて、これまでに 1500 万ドルにおよんでいるが、そのプロジェクト別内訳は母子健康センター883万ドル、火山岩屑コントロール131万1000ドル、ロンボック農業復旧99万4000ドル、パンカおよびビリトン錫鉱山32万7000ドルなどである。

このほか現在 WFP との間に東南スマトラの灌漑プロジェクト、病院、ランポンの移民プロジェクトに974万8400ドルの援助交渉が進められている。

5日 ▶国民党総裁決まる——ハディスベク前総裁の死去により、新国民党総裁にイスナエニ第1委員長が昇格した。

9日 ▶ナスチオン将軍、フランス訪問。

12日 ▶ジャカルタで軍・警察に待機令——ジャカルタ軍司令部は、首都3軍と警察に全面的な外出禁止の命令を出した。これは総選挙を「守る」（ムグニ中佐、情報部）ためである。

29日 ▶総選挙準備——東部ジャワで80人の国民党支持の教員が解雇された。理由は、マフマド内相の「政府職員はすべて Golkar を支持すべし」という指示に反した行動であるため。

6月

1日 ▶関税率改定される——大蔵省は338品目におよぶ関税率を改定した。このうち税率が引上げられたもの76の品目、引下げられたものは262品目である。説明によると関税が引上げられたものは、国内で自給できるようになった品目でカーボン紙、筆記用紙、薬品、水力ポンプ、セロファン、家具などである。一方税率引下げ品目は、教育機器、リノリューム、その他国内で供給が不充分な消費物資である。

▶塗料会社、操業始める——ジャカルタのダナペイント・インドネシアが操業を開始した。同社は63万ドルの資本金を有する合弁会社で、サドリン・アンド・ホンプラット社、イーストアジアチック・カンパニー社、コベンハーゲン・デンマーク社、スンペルスラタン・ジャカルタ社が参加し、インドネシア側が60%の株式を保有している。

会社側の説明によると、生産高は当面設備能力の半分(月産100トン)で出発する。

3日 ▶ゴルプット運動——アドナン・ブ Yun・ナスチオンなどを幹部とするゴルプット(白色グループ)運動が組織された。これは政党を越えて文化面で協力することを目的としている。

▶ジャカルタ特別区、外資制限を検討——ジャカルタ特別区の工業局筋は、製氷業、ヤシ油製油業、プラスチックサンダル製造業、自転車組立て業は、既存生産能力で充分であるので新規の設立許可を与えることは難しいと語った。また印刷、製菓業については、外資進出は禁止されていると述べた。

4日 ▶チェコ、債務縫延べに同意——チェコ政府は対インドネシア債権6870万ドルの縫延べに同意した。返済期間は30年、利子分930万ドルで1985年から15年間で返済、モラトリアル利子はなし。

8日 ▶海軍艦隊動員——総選挙を控えて、海軍所属艦船18隻が動員命令を受けた。他にダコタ飛行機4機、ヘリコプターなどが動員される。

▶グッディヤー、製品を7%値上げ——ボゴールのグッディヤー・タイヤ・アンド・ラバー社はインドネシア国内のタイヤ価格を7%引上げると発表した。値上げの理由は主要原料の関税、販売税がそれぞれ15%、10%引上げられたためで、とくにタイヤコードとカーボン・ブラックの値上がりがひびいたことであると述べている。

同社のタイヤ生産高は、日産約2,000個である。

10日 ▶ボーランド債務、返済縫延べて合意——訪欧中のマリク外相は、ワルシャワでボーランドに対する債務額1億0750万ドルの返済縫延べ協定に調印した。返済

縫延べ期間はパリ会議の決定にそって30年間となっている。

▶オーストラリア企業、鉱業で進出——スマントリ鉱業相はトロピック・エンデバー・インドネシア社との間に、北スマトラの鉱業開発に関する請負契約に調印した。同社はトロピック・ミネラル・ホールディング社とエンデバー・ミネラル社との合弁会社で資本金は100万ドルである。

15日 ▶ゴルプット禁止——中部ジャワ治安秩序回復作戦司令部はゴルプット活動を禁止した。

▶ハッタ元副大統領、オランダへ——訪米中のハッタ元副大統領はオランダへ出発した。同氏によると病氣療養のためで、スハルト大統領の圧力による外遊ではないとのこと。

16日 ▶PICA、CDCに営業許可——大蔵省はPICAとCDC(コモンウェルス・ディプロップメント・コーポレーション)に対して、営業許可を与えた。

これら2社は今後政府プロジェクトまたは企業に対して信用供与、資本参加を行なうことになるが、資本参加については経営権の取得は行なわず株式取得は最大20%経営についてはコミサリスの地位を取得するにとどまることになっている。

2社の活動をみると、PICAはセメントプラントおよび繊維工業に信用供与を検討している。またCDCはジャカルタで航空業、オフィス・ブロックの建設、グリコース、ぶどう糖工業、スラバヤで農機具工業、鉄鋼パイプ工業、製靴なめし業、ボゴールで繊維工業、マカサルで木材業への信用供与を検討している。

19日 ▶IIAPCO、スンダ・シェル石油で合弁——ブルタミナ石油公団はスマトラ東南部の石油開発でIIAPCO(ナトマス系)とスンダ・シェル社の合弁を承認した。PS方式による契約地域は、沖合5万1000平方マイルにおよんでいる。

22日 ▶日本との援助交渉終る——東京において開催された日イ援助交渉が終り、旧債務返済、新規援助で合意をみた。

まず債務返済条件はパリクラブの決定にもとづき、返済期限は元本30年、利子15年で、返済開始は1985年からとなり、猶予期間のモラトリアル利子は課さないこととなった。

新規援助は1971/72年度に1億5500万ドルで商品援助5500万ドル、プロジェクト援助7000万ドル、食糧援助3000万ドル(KR 援助1000万ドル、借款2000万ドル)である。

今回の援助で目新しい点は、プロジェクト援助の一部を銀行を通じて民間に融資するいわゆるDLBS方式の採

用と、ローカルコスト分を援助でファイナンスする方式の採用である。この2つの方式の採用は、前者については日本が最初であり、後者については世銀が実施しているのみである。

また今回は援助条件も緩和され、商品援助とプロジェクト援助の返済期限は猶予期間7年を含む25年、利子は年利3%である（昨年までプロジェクト援助については返済期限20年、利子3.5%）

食糧援助については、返済期限は10年の猶予期間を含む30年、利子は猶予期間中は2%その後は3%となっている。

▶開発預金、定期保険預金開設さる——中央銀行は8月20日から開発預金、定期保険預金をはじめると発表した。

開発預金は一種の積立て預金で、第1回預金額は最低50ルピア、第2回目からの預金額が最低25ルピアとなっており、利子は年18%である。またこの預金は元本について資産税、利子に対する所得税、印紙税が免除されることになっている。

定期保険預金は生命保険とリンクした預金で年利12%となっている。

なお8月1日から従来の報償預金制度は廃止されることになった。

▶ハリム国際空港計画、調印——エンコナ・エンジニアリング・インコーポレーション（国営）は、エアウェイズ・エンジニアリング社（アメリカ）とハリム国際空港建設に関するデザイン計画書に調印した。

同計画によれば空港の完成は1973年で、デザイン費用55万ドル、建設費1100万～1800万ドルにのぼる予定である。

24日 ▶日本援助、閣議で報告——ビナグラハで開かれた閣議でウィジョヨ経済企画庁長官は今年度の日本援助につき報告を行なったが、閣議後スハルト大統領は各省が外国援助によるプロジェクトを定められた期間内に実施するよう要請した。

報告の内容はつきの通り。

新規援助は1億5500万ドルで、この内開発援助が7000万ドル、食糧援助3000万ドルである。開発援助は運輸、農業、工業、公共事業部門に及ぶ。まず工業部門の援助プロジェクトは、バンジャラン、スナヤンの紡績工場、ソンダワル工場などである。農業関係は、ランポン、アチエのパームオイル生産増強プロジェクトである。運輸関係は、海運、陸運、テレコミの各部門に及び、島嶼間航行船舶、航行補助施設、渡瀬船の増設、修繕、ドックヤード建設、沿岸テレコミ施設、鉄道敷設、機関車に空気ブレーキの採用、マイクロウェーブ施設、ジャカルタ

電話網増設、3Kダムの発電所建設、タンジュンプリオク発電所建設、東部ジャワ、パレンバン、リアムカナンの送配電施設建設、各地の道路建設、カラムカテス、リアムカナン、カリボロン、カリスマラバヤの各灌漑施設の建設、ウラル川渡瀬、ランポンの灌漑ポンプ施設建設などである。

▶IFC、織維工業に580万ドルの借款——国際金融公社（IFC）は、インドネシアの織維工業2社に総額580万ドルの借款（資本参加を含む）を与えた。

まず中部ジャワのプリマ・テクスコ・インドネシア社（資本金375万ドル、借入金375万ドル）に株式取得を含む250万ドル、ボゴールのユニテックス社（資本金500万ドル、借入金600万ドル）に対して同じく330万ドルの借款を行なった。

プリマ・テクス社は1968年に IFC のきもいりで設立されたもので、主な株主は大和紡、日綿、ヤマトガワ染料などである。

またユニテックス社も日イ合弁会社であるが、PICA も80万ドルの資本参加を行なっている。

26日 ▶スナヤン紡績工場の入札結果——スナヤン紡績工場の拡張に関してこのほど行なわれた入札の結果、次の各社が落札し契約書の調印が行なわれた。

(1) 東洋棉花、334万4450ドル（建設資材、織機、準備工程機械、仕上げ機と補助機械）

(2) ジャーマック社（西独）6万8590ドル（スチールボイラー、部分整経機）

(3) アムトラコ・インドネシア社（米国）、9万5557ドル（整経機サイジングマシンなど準備機械）

(4) トリ・ユニオン・インダストリアル・サプライヤー（香港）、10万6250ドル（準備機械）

(5) カロ・アンド・カンパニー（西独）、4万9174ドル（仕上げ機）

以上総額366万4021ドルとなっている。

30日 ▶IDA、道路事業に3400万ドルの援助——IDAはスマトラの道路建設に3400万ドルの援助を与えると発表した。同プロジェクトは総額4900万ドルにのぼるが、今回の援助はメダンとトルックプトンを結ぶ道路の復旧を目的としている。同プロジェクトは UNDP の調査で高い優先順位を与えられていたものである。同調査によれば中部のスマタバーンームアラブンゴールブリックリンガウを結ぶ310マイルがもっとも復旧が必要とされている。今回の援助ではスマタバーンームアラブンゴールの120マイルの道路建設と、残りの190マイルについて詳細エンジニアリングを行なうほか、480マイルにおよぶ幹線道路および620マイルの支道のエンジニアリングを行なうことになっている。

援助条件は、返済期限が10年の猶予期間を含む50年、無利子、手数料3/4%である。

援助のカバーする範囲は、必要外貨部分だけでローカルファイナンスとして政府は1500万ドル相当のルピア資金を準備することになっている。

►IFC、チビノン・セメント工業に1200万ドル援助——インター・ナショナル・ファイナンス・コーポレーション(IFC)は、グレシック国営セメント公団の新規プロジェクト(総額2600万ドル)に対し借款、株式取得で1260万ドルを援助すると発表した。同プロジェクトは1967年にIFCの提案で生れたもので、これまで同社は原料探鉱の地質調査、フィージビリティスタディを行なっている。またこのプロジェクトには同社のほか、カイザー・セメント・アンド・ジプスム・コーポレーションとパメリカル・インターナショナル・ファイナンシャル・コーポレーションが参加している。

計画によると、同プロジェクトは1974年に完成するが、カイザー社は経営契約にもとづいてインドネシア人技術者を訓練することになっている。IFCの援助内訳は、借款1060万ドル、株式取得197万6000ドル、このほかに株式取得でカイザー社が530万4000ドル、グレシックセメント公団(260万ドル相当)、パメリカル社52万ドルである。

またこのほか1946年銀行がルピアで500万ドル相当を貸付けるほか、PICA、ケミカル・インターナショナル・ファイナンス・コーポレーション、パメリカル・インターナショナル・ファイナンシャル・コーポレーションもIFC借款に参加することに同意している。

7月

1日 ►自転車組立をCKD輸入に限定——商業省筋の情報によると、現在7社ある自転車組立て業者は、すべてセミノックダウン輸入を行なっているが、9月以降はコンプリートノックダウンでしか輸入できないことになった。

►冷蔵庫、エアコンに新規投資禁止——基礎工業局は通達(No 36/Kpts/DD/Perdas)を発表し、冷蔵庫およびエアコンディショナーの組立て工場の設立、拡張に関する新規の国内投資、外資進出を暫定的に禁止することを決定した。

またすでに事業許可を取得した企業は通達の発効後1年以内に工場を設立しなければ、許可は取消されることになった。

このほか繊維工業についても外資の新規許可を中止することが検討されている。ただ紡績工業については投資予定のものを含めても生産能力は需要の30%とみられて

いるので新規設立の制限は当面考えられていない。

3日 ►総選挙投票日——独立後2回目の、スハルト政府になってから初の総選挙の投票が行なわれる。選挙法制定に3年、投票実施の準備に約1年半を要した。有権者数は5700万人、投票所は全国23万カ所に設置された。国会(DPR)定員は460人で、うち360人が投票で選ばれ、残りの100人は大統領に任命される。立候補者数は3,022人で、9政党および1団体(ゴルカル)の10勢力で争われる。選挙実施に要した費用は約200億ルピアである。結果は8月上旬~中旬に公式発表される。国会議員は10月28日、州議会議員は10月14日、県議会議員は10月7日にそれぞれ就任式が行なわれる。

6日 ►NU、選挙に不満を表明——総選挙で第2党になったナフダトル・ウラマ党は、「今回の総選挙に自由と秘密は保たれていないので違反行為を告発する」との党声明を発表した。

7日 ►マリク外相、ルーマニアへ——マリク外相は対ルーマニア債務返済締結交渉のためにルーマニアに出発した。債務額は1億6100万ドル。なおその他の目的に对中国関係打開のためにルーマニアの仲介について話合われる。

►外国商社法人税0.4%——租税総局は通達によって、外国商社代表部に対する法人税率を対イ輸出高の0.4%にすると発表した(その後0.3%に引下げられた)。

►石油パイプライン建設——三井物産一丸紅飯田一ファーイーストオイル・トレーディングはブルタミナから約270億円(7900万ドル)で、ジャティバラン油田から沖合いの積出設備までのパイプライン(20km)の建設を受注した。工事は新日本製鉄と新潟鉄工所が行なう。代金決済は建設費全額相当分の原油をわが国が引取る。

8日 ►アメリカの軍事援助——ガルブレイス・アメリカ大使はパンガペアン国軍副司令官と会談した。議題は軍事援助(MAP)についてであった。1970年度のMAPは1800万ドル、1971年度は2500万ドルとすでに決定されている。

11日 ►对中国関係——マリク外相はルーマニア訪問後フランクフルトで对中国関係について次のように述べた。

中国がラジオ放送や潜入活動を通じて敵対行為を続ける限り、両国の国交正常化は考えられない。ベオグラーードで、テパバッヂ外相と会談したところでは、中国はインドネシアが期待していた善意を示していない。テパバッヂ外相は、先の北京訪問の際に、インドネシアの要請により、イ、中両国の関係正常化について中国の考えを打診した。両国間の正常化は相互に内政を干渉しないというバンドン精神に基づかなければならぬ。インドネ

シアは反中国の態度をとっていないが、中国共産主義者はサラワクから西カリマンタンに潜入しており、また北京政府はインドネシア人亡命者を支援して、北京放送を通じて反インドネシア活動をさせている。

12日 ▶輸入販売税率改定——大蔵省は省令(No. Kep. 507/MK/III/7/1971)によって輸入販売税を改定した。改正の概要は次の通り。

(1) 0% を 5% に引上げる品目。イースト蘭、粉ミルク、ビタミン、チーン、ニッケル棒、錫塊など

(2) 0% を 10% に引上げる品目。塩類、警報機、自動車など

(3) 5% を 10% に引上げた品目。セメント、アルミニューム、プロペラエンジンなど。

一方税率を引下げた品目は薬品、白熱電球、船舶の一部が5%に引下げられたほか、エアコンなどは50%から20%に引下げられた。

▶カナダ、製紙工業で調査——カナダとの間に技術援助による製紙工業調査に関する協定が調印された。調査の内容は、原料国内調達の可能性、市場調査、立地条件の3点で今後10年間の製紙工業の開発計画を作る予定である。

最近における紙の需給状況をみると、生産高は年々増加し、1966年9,886トン、67年8,678トン、68年1万1308トン、69年1万4848トン、70年1万8453トンである。一方輸入量も年々急増し、66年4万4716トン、67年6万2304トン、68年7万5062トン、69年8万7792トン、70年10万トン(推定)となっている。

13日 ▶NU、選挙結果拒否——同党はゴルカルの大勝に終ったとする非公式暫定発表を拒否する声明を出した。

15日 ▶電機組立てに業者団体生れる——重工業局のきもいりで、電機器具組立て業者20社からなる業者団体がつくられることになった。同団体に加盟予定の主な業者は、ゲミニ社(日立)、ファジャール・エレクトロニクス社(ソニー)、インテナ社(東芝)、アジア・エレクトロニクス社(シェラ)、アストラ・インターナショナル社(ウェスチングハウス)、イーグル社、ナショナル・ゴーベル社(ナショナル)などである。

▶外国航空に3%の法人税——租税総局は通達(No. D 15. 4. 1-0, 195-7-71/MPO-MPS)によって、外国航空のインドネシアを源泉とする粗収入に3%のMPS(自己申告法)課税を行なうと発表した(その後1.5%に引下げ)。

19日 ▶ソビエト借款協定調印——チレゴン製鉄所調査、チラチャップ過リン酸肥料プロジェクトなどに関するソビエトとの借款協定が調印された。チレゴン製鉄所は1960年から3600万ドルのソビエト援助ではじめられ

資材は80%が供与済みであるが建設は25%完成したばかりである。またチラチャッププロジェクトは1961年から900万ドルの援助はじめられ、資材は90%が供与済みであるが50%が完成したところで中止されていたものである。

20日 ▶UNDP、世銀の教育援助、1647万ドル——UNDP 世銀は食糧増産のための合同計画において、農業教育を重点的にとりあげることを決定し、このため1647万5000ドルの教育援助を勧告した。この計画作成に当っては、西スマトラ、北スマトラ、アチュ、南スマトラ、ランボン、西ジャワ、中部ジャワ、ジョクジャ、ジャカルタ特別区、北スラウェシ、南スラウェシ、東ジャワ、バリ、ロンボック、南カリマンタン所在の学校について調査が行なわれた。学校の種類は農業高等学校96校; 訓練センター16、農業中等学校、農業学校16校、農業大学14校、短大6校である。

援助項目の内訳は、農業普及のために大衆教育に500万ドル、農業高等学校11校にそれぞれ40万ドル、技術援助30万ドル、10州で行なわれている訓練センター事業に各25万ドル、マディウン、サマリンダ、パカンバルーの林業訓練事業に170万ドル、水産訓練事業に150万ドル、チアウ訓練所に67万5000ドルなどとなっている。

21日 ▶ニクソン訪中について——スハルト大統領はマリク外相との会談後、ニクソン訪中を歓迎すると述べた。これに関してニクソン訪中は米中関係であり、インドネシアと中国の関係に直接影響しないが、中国周辺国と中国の関係に間接的に良い方向で影響すると述べた。

22日 ▶日本の軍国主義について——マリク外相は訪中の日本人ジャーナリストに日本の軍国主義について次のように述べた。軍国主義化は日本がアジアの開発途上国を開発に一層寄与することによって避けられる。日本の産業が容易に軍事産業化するということは無根拠ではないという中国の声明は中国の宣伝である。

▶ハリム基地を国際空港に——運輸省はハリム国際空港建設の設計に関して、エンコナ・エンジニアリング社とエアウェイズ・エンジニアリング社(アメリカ)が協力協定を結んだと発表した。同国際空港建設費用は設計費用55万ドル、建設費用1100万~1800万ドルで、1973年に完成する予定である。

▶西独、援助のアンタイ継続に難色——リチャード・パルカン西独大使は他の諸国が同一歩調をとらない場合、アンタイ援助を継続することは困難であると述べた。

24日 ▶蔵相、4省令の趣旨を説明——ワルダナ蔵相は最近発表された4つの省令に関してつぎのように説明した。

(1) マーチャント L/C による輸入に対する MPO 税

率が3%から6%に引上げられたのは、この制度による輸入が一般の輸入よりも高利潤をあげているためである。同輸入に対する25%の前払い制度は継続する。

(2) 7月26日から金融債の利子に対して15%の税を賦課する。既発債に対しては課税しない。

(3) 7月26日から定期預金利子に対して、15%の税を徴収する。

(4) 投資金は優先プロジェクトと非優先プロジェクトに区別する。優先プロジェクトに対しては所要資金の75%を融資し、融資負担は中銀80%，取引20行20%とする。非優先プロジェクトに対しては所要資金の50%を融資する。

優先プロジェクトのリストは、インドネシア銀行と経済企画庁が共同で作成する。

▶ゴム価格引下げ——政府はゴムの輸出チェックプライスを引下げ、RSSI、1ポンドあたり12.75セントに定めた。これは7月24日から9月30日まで有効。

▶マリク外相、南ベトナム解放戦線代表と会う——マリク外相は南ベトナム解放戦線のフィン・バン・ギア駐ジャカルタ代表と1時間の会談を行なった。ギア代表の声明によるとアメリカの謀略はエン・チ・ビン女史の和平7項目をはじめに議論しないことであり、米軍が南ベトナムから撤退すれば、解放戦線は総選挙を実施することに反対しないと、マリク外相に述べた。他方マリク外相は、7項目提案の中に米人捕虜の釈放といった積極的因素が見出され、戦争関連国側に許容できるが、米国と南ベトナム双方を納得させるのに十分な説明が必要であると述べた。

▶硫酸工場、操業始める——プロー・ガドゥングの工業団地において、ラウタン・ルアス社、フィルマ・シャム社、タイアシッド社の3社合弁の硫酸工場が操業を開始した。

同社の生産能力は国内需要の20%と見積られている。

26日 ▶アジ銀、発電所建設に460万ドル——アジア開発銀行はポンチアナックの発電所建設設計画に460万ドルの援助を与えることに同意した。貸付け条件は返済期間25年、猶予期間7年、金利年間2.5%である。なお同発電所建設の総費用は600万ドルと見積られている。

▶国営タイヤ会社、グッドイヤー社に経営委託——工業省はグッドイヤー・エクスポート社(パナマ)との間に5カ年にわたるPIB国営タイヤ会社(パレンバン)の経営委託に関する協定を締結した。

またこのほかにもグッドイヤー・アクロン社(オハイオ)とインティルブ国営タイヤ会社は5カ年にわたる技術サービス協定を結んだ。

▶マーチャント L/C 輸入の法人税率引上げ——関税

総局通達によって、マーチャント L/C による輸入に対するMPO(源泉徴収法)税率は3%から6%に引上げられることになった。

27日 ▶ニクソン訪中について——アリ・ムルトボ大統領顧問は、日本人ジャーナリストとの会談でニクソン訪中に関して、米中正常化が、台湾、韓国、インドシナ、日本に不利益となり、米ソの冷戦を生じると述べた。

8月

3日 ▶タイ・比経済合同委終る——7月27日から29日までマニラで開かれていたフィリピンの経済合同委員会会議は、国境地域の交易およびクライムの解決の2点で合意に達した。

5日 ▶韓国と経済技術協力協定が調印された。

7日 ▶重機械輸入で細則発表——経済安定会議は決定の中で重機械輸入および部品のアフターセールスサービス輸入に関して、政府および地方公共団体、国営企業、AIDプロジェクト、外資導入、国内投資にかかる輸入は総代理店を経由する必要はないと発表した。

9日 ▶総選挙結果——7月3日に実施された総選挙投票の結果が公式発表された。この投票によって選出された360議席のうち351議席(残りの9議席は西イリアンに割当てられたもので、西イリアンでの投票は別途に行なわれる)の配分は次の通りである。

政 党	得票議席数	得票率(%)
ゴルカル	227	62.8
ナフダートール・ウラマ	58	18.67
パルムシ	24	5.36
国民党	20	6.94
PSII	10	2.39
クリスチャン党	7	1.34
カソリック党	3	1.1
ブルティ党	2	0.7
IPKI	0	0.62
ムルバ	0	0.09

10日 ▶販売税一斉引下げへ——アリー・ワルダナ蔵相は経済安定会議において販売税引下げなどにつき次のように報告した。

(1) 8月14日から販売税を従来50%のものを20%に、20%のものを10%ないし5%に引下げる。また最重要品目、重要品目の税率をそれぞれ0%，5%とする。最重要品目は米、とうもろこし、タバコの葉、パームオイルなどである。重要品目は原材料、補助材、半製品、加工機械器具、鉱物、農産物、水産物などである。

(2) 大蔵省職員143名を職務違反などで免職戒告処とした。

11日 ▶石油の PS 条件改正——これまでプルタミナ石油会社との間における生産物の分与方式は、プルタミナ 67.5%，外国石油会社 32.5% であったが、9日にプルタミナ社とアトランティック・リチフィルド・インドネシア社およびカルテックス 2 社との新契約での分与条件は、プルタミナ 70%，外国石油会社 30% に改正された。

▶長期定期預金優遇中止——国立銀行は 8 月 1 日より長期定期預金の優遇を中止し、これまで非課税であった利子所得に 15% の課税を実施することにした。その目的は銀行の資金面での負担軽減、銀行間の不当競争の排除である。

▶スカルノ紙幣回収——政府はスカルノ前大統領の肖像入り紙幣を 9 月 1 日から回収すると発表した。同紙幣は 1972 年 3 月まで使用でき、2002 年 3 月末までインドネシア銀行で交換可能である。

14日 ▶中銀債、発行中止さる——中央銀行は 8 月から若干の国営銀行が発行を始めた預金証書の流通を促進するため、9 月から中央銀行割引債券の発行を中止すると発表した。

これにともない既発行の第 12 回中央銀行割引債券は回収されることになった。

▶外貨準備——1971/72 年の第 1 四半期の外貨準備は前年同期の 4 倍になり、外為収支勘定は比較的安定している。中央統計局の統計によると、中央銀行の金および外貨準備高は 47 億ルピアである。

▶航空会社進出——朝日ヘリコプターは三菱商事とインドネシア航空会社 TNA（トランス・スサンタラ、エアウェーズ）と合弁で、16 日、ジャカルタ市にヘリコプター、小型飛行機の運航会社「アサヒ・トランスナ・エアウェーズ」を設立する。当初払込み資本金は 3 万ドルである。これは日本の航空界初の海外進出である。

16日 ▶大統領、独立記念演説——スハルト大統領は 17 日の第 26 回独立記念日を迎えるにあたって演説を行なった。同演説の内容は、①過去 5 年間の新体制の成果を政治的安定、②国家機構の改善と能率化、③国軍の統一、④開発努力の成果および対外信用の増大についてである。また総選挙実施は 90% の投票率をもって成功したと述べている。

▶当選人名簿発表——総選挙の当選人名簿が発表された。それによると新人は 85% で現職は 42 人である。落選で目立ったのはフランス・セダ運輸相（カソリック党、東ヌサテンガラ）およびスナワル・スコワティ開発事業監督担当国務相（PNI、北スマトラ）である。なお、ゴルカルの主要候補であったハメンク・ブオノ国務相、マリク外相、ハディウイジャヤ農相、マスフリ教育相、シワシ厚相は当選人リストに含まれていない。

▶インドと共同声明——訪伊中のスワラン・シン外相とインドネシア政府と共同声明が出されたその中でパキスタンからのインドへの難民の帰国の条件をつくる緊急の必要があることについて同意をみた。

▶EC 向け手工芸品、無関税に——商業省は 7 月 14 日付けの EC 委員からの通知により EC 向けの手工芸品輸出は無税になったと発表した。この措置はかねてからのインドネシア政府の要請にもとづいてとられたもので、下記の品目が関税割当制のもとに無税となった。品目は木製家具調度品、煙草入れ、帽子の原料、旅行用品、人形、装飾品その他である。

18日 ▶外為市場閉鎖——中央銀行は主要諸国の外為市場閉鎖措置にかんがみて、事態に進展がみられるまで外為取引（先物、スワップを含めて）中止すると発表した。ただし外国援助外貨取引は継続して行なわれる。また輸出の停滞を防ぐため、輸出による取得外貨は最終交換レートで買入れることにしている。

19日 ▶ラジオ、テレビの SKD 輸入に期限——商業省令 No. 249 号によって、セミノックダウンによるラジオ、テレビの輸入は 8 月 30 日までに輸入されたものについてのみ CKD 輸入とみなされることになった。それ以降に到着した SKD 製品は完成品と同じに扱われる。なお現在もなお SKD 輸入が行なわれている事実にかんがみ、関税総局は SKD 輸入が商業省令 No. 319 号（70 年 12 月）によって禁止されていることを全インドネシア税関長に通達した。

▶伊藤忠、石油開発に——伊藤忠商事は商社としてはじめて鉱区権を直接取得して、欧米 6 社と提携し、石油開発事業を行なう。鉱区はアメリカのザザンクロス社の所有する西イリアン・ボーゲルコップ鉱区のうち 10% であり、10% の権益に見合う開発投資を行なう。

20日 ▶ニクソン声明に対する反響——スミトロ商相はテレビ解説でニクソン大統領の新政策について次のように述べた。

新政策はゴム・コプラについて圧迫政策が出されたころから気付いていたので驚かなかった。インドネシアの開発事業に支障はない。輸出は減少させてはならない。過渡期を乗切るためにゴム、コプラ生産者の所得を確保しなければならない。輸入面ではすでにこのような国際的混乱が生ずることを予期していたので、米、小麦、棉花などの輸入品を充分準備している。

▶金相場——ジャカルタ自由市場における金価格は国際通貨危機を反映して前週に比べて大幅値上りをした。パサル・スネンでの金 1 グラムあたり価格は 580 ルピアから 600 ルピアに高騰した。

23日 ▶ルピア 8.92% 切下げ——政府はルピアの対ドル

交換レートを従来の1ドル378ルピアから415ルピアに切下げると発表した。コメントによればこの措置はアメリカ政府の新経済政策によって予想される輸出の停滞を防止することが目的である。また民間投資に悪影響を与えないため、投資金融におけるドル・クローズの採用は取止められることになった。また物価安定の観点から米、雑穀、小麦粉、原綿、織糸、肥料の輸入に対しては従来通りの交換レートが適用されることになっている。

さらに外国借款については取引に際して下記のように国別に異なった割戻し金を与えることになった。

- | | |
|------------------------|-----------|
| (1) アメリカ、カナダ援助 | 1ドル 60ルピア |
| (2) オランダ、西独、フランス | |
| ベルギー、英國援助 | 1ドル 40ルピア |
| (3) オーストラリア、ニュージーランド援助 | 1ドル 30ルピア |

- | | |
|-----------------|-----------|
| (4) 日本援助 | 1ドル 20ルピア |
| (5) アメリカのアンタイ援助 | 1ドル 30ルピア |

なお1971年8月23日以前に支払われるべき債務支払いについては1米ドル=378ルピアで計算される。8月17日以後のクレジット債務支払いはルピア勘定、外国通貨勘定を問わず、ルピアによって計算される。

▶ルピア切下げで歳入増加——ワルダナ蔵相は記者会見でルピア切下げによって71/72年度歳入予算は30億から40億ルピア増大すると述べた。

▶輸出税引下げ——大蔵省はインドネシア主要輸出物産の輸出税を次の通り引下げた。(単位=ルピア/1kg)

種目	旧 CESS	新税
ゴム(農園)	3	0
ゴム(小生産者)	1.60	0
コプラ	5	2.50
コーヒー(農園)	10	5
コーヒー(小生産者)	6.50	3.25
こしょう	3	3

24日 ▶ソ連調査団到着——チレゴン製錬所およびチャップ肥料工場プロジェクト調査のためにソ連調査団がインドネシアに到着した。滞在は2カ月の予定。

25日 ▶輸出復興納付金(IREDA)の軽減——スミトロ商相はつきの輸出品に対する復興納付金の軽減を発表した。(1kgあたり)

- | | |
|-----------------|-------------------|
| コプラ | 4ルピアから1ルピアに |
| コーヒー | 7.50ルピアから5ルピアに |
| ただし、ランポン、スマトラでは | |
| | 10ルピアから7.5ルピアに |
| こしょう | 7.50ルピアから2.50ルピアに |

▶駐アメリカ大使決まる——スジャトモコ前駐アメリカ大使の後任にシャリフ・タエブ国会副議長が任命され

た。

▶ユリアナ女王訪イ——オランダのユリアナ女王は10日間の予定でインドネシア訪問に出発した。なお女王訪問に際してスフニルゼル・オランダ外相は、インドネシアにおいて政治犯が裁判されないで多数拘留されていることに不満を表明した。

27日 ▶国連大使決まる——新国連大使にイスマエル・タエブ外務省対外経済関係局長が任命された。

31日 ▶共産党員釈放——パンガベアン軍副司令官はCカテゴリーの共産党員全員を釈放することを明らかにした。現在4万5000人の共産党員が抑留されているがうち6,000人がCカテゴリーである。なお本年末に抑留者を2万3000人に減らすことである。

9月

1日 ▶スカルノ派軍人釈放——スハルト大統領は8月17日の第26回独立記念日を記念して、服役中の親スカルノ派將軍数人を釈放した。釈放された將軍のなかにはスアシ元国家防衛研究所長官(少将)、スジルゴ元国家情報局長(准将)、サブル元大統領親衛隊司令官(准将)、スジビヨ元国民戦線議長らが含まれている。

2日 ▶租税交渉進む——租税総局筋の情報によると、オランダおよび日本との間に協議中の租税交渉は協定を締結する段階に近づいている。また9月中旬にはアメリカと協議を開始することが予定されているほか、西独、イギリスなども租税交渉を申込んでいる。

4日 ▶西イリアンでもゴルカル圧勝——別途に実施された国会議員選挙で定数の9議席がゴルカルに占められた。これでゴルカルの占める議席数は236議席である。

7日 ▶掃雷艇入手——アドルカディル海軍参謀長代理によると、インドネシア海軍はアメリカから6隻の掃雷艇をレンド・リース方式で買付けた。10月に2隻が到着する。

▶日本と通商定期協議——7月に発表された外国商社規制問題に端を発し、この影響を最も受ける日本とインドネシア両国間で定期協議の場を設ける話合いが具体化し、9月中旬に第1回の会合が行なわれる。この定期協議を足場に将来、通商貿易問題の包括的な定期協議に発展する可能性も予想される。

8日 ▶原油値上げ——インドネシアの低硫黄原油を一手に輸入販売しているファー・イースト・オイル社は、インドネシア原油1バーレルあたり40セント前後値上げされると発表した。インドネシア原油はFOB価格で1バーレル2ドル21セントだが、新たに伊藤忠商事が契約したナトマス原油は1バーレル2ドル70セントである。

10日 ▶マリク外相来日——第26回国連会議長に当選

を予想されているマリク外相は、ニューヨークへの往路日本に立寄り、佐藤首相と会談した。席上マリク外相は、「インドネシアの基本的な考え方も日本と同じである。中国、国府の両方が仲良く国連に加盟することを希望している」と述べた。また佐藤首相の国府の、「国連退は緊張緩和の面からも好ましいことではない」という発言に対して「急に結論を出すのは得策でない」と述べた。

▶内閣改造される——内閣の一部が次のように改造された。

①宗教相 H・ムクティ・アリ（前任者モハメド・ダフラン）、②労働相 モハメド・サドリ（前任者ムルサリン）、国家計画担当国務相 ウィショヨ・ニティサストロ、③防衛治安担当国務相 マラデン・パンガベアン、④行政機構改革担当国務相 エミル・サリム、⑤社会相 HMS ミンタルジャ（国家機関調整担当国務相一廃止一から横すべり）。

15日 ▶国警長官更迭——フゲン・イマン・サントソ国警長官（49歳）が解任され、後任にモハメド・ハッサン国防省査察長官が任命された。

▶輸入関税引下げ——政府は459品目にわたる輸入関税の引下げを決定した。引下げのおもな品目は食料、織維製品、ビタミン剤、医薬品、教育用機器、たばこなどである。この引下げは6月に行なわれた262品目の引下げ、76品目の引上げにつぐ手直しである。関税引下げの主目的は8月末のルピア切下げに伴いインドネシア国内にインフレードが強まる 것을抑制するためである。

23日 ▶スミトロ商相、対中貿易で発言——スミトロ商相は中国との貿易問題について発言し、政府は中国から積極的働きかけがない限り中国に対し貿易を求める意志はないと言った。また米中接近、中国のマレーシアゴムの買付けなどの動きがあるにしても、わが国がバスに乗りおくれる氣づかいはないと言った。

10月

1日 ▶軍事協定について——ルクミト ASEAN 代表は記者会見で、近い将来に ASEAN（多国間）の防衛協定が成立するだろうと語った。2国間協定はインドネシア、マレーシアのマラッカ海峡協同パトロールとサラワク国境地帯での共産ゲリラ掃討作戦およびインドネシア—フィリピン間の国境密貿易取締りである。

5日 ▶国軍の呼称について——スハルト大統領は国軍26周年記念日の演説で、TNI（テンテラ・ナショナル・インドネシア）は、1945年以来、陸軍を指していたが、現在は陸海空軍3軍を含むと述べた。

6日 ▶大統領、政党指導者と会見——スハルト大統領

は3時間にわたって各政党指導者と会談した。話題は総選挙の総括、国民協議会、政党グループ化についてなどである。会談時間は午後3時から4時に PNI, PPKI, Murba, カソリック党、クリスチャン党の指導者と、7時から8時までに NU, Parmusi Perti PSII の指導者と、8時から9時までにゴルカル指導者とそれぞれ会談した。

7日 ▶行政機構改革——エミル・サリム国務相は、現在の公務員の構成はアンバランスであり、とくに高級公務員に負担がかかりすぎるから、合理化が必要であると述べた。国防省を除く公務員構成は次の通りである。

IV (高級公務員)	6,602人	1%
III	52,337人	9%
II	221,506人	39%
I	272,428人	50%
計	541,873人	100%

8日 ▶マレーシアと友好条約——1970年3月17日にスハルト大統領がマレーシアを訪問した時に調印された友好条約およびマラッカ海峡の領海線に関する協定の批准書の交換文書に両国は調印した。

9日 ▶任命議員——任命議員100人のうち75人が任命された。うち陸軍33人、海軍13人、空軍14人、警察15人。

11日 ▶政党のグループ化——各政党は8日に再び大統領と会談し、大統領の提案した4大政治グループ制度に同意した。それによると開発連合に NU, Parmusi PSII, Perti が、開発民主グループに PNI、クリスチャン党、カソリック党が組入れられる。その他はゴルカルと軍である。

12日 ▶政党の村支部禁止——アリ・ムルトポ大統領顧問は、ウッド中部ジャワ軍司令官が政党（ゴルカルも含む）の村支部を禁止するという発言したことに対し同意した。禁止の理由は、支部が村を政治的に分割するということである。

20日 ▶カンボジアで軍事教練——マルパウン国防省広報局長は、インドネシアの顧問団（アメリカで特殊部隊の訓練を受けたセノ・ハルトノ准将を長とする）がクメール共和国の軍人を訓練するために現在カンボジアに滞在しているとの報道を否定した。

29日 ▶国会議長決まる——新国会議長にイドハム・ハリド（NU、前厚相）が選出された。副議長にはスミスクム（ゴルカル）、ドモ・プラノト（警察査察官）、ヤイラニ・ナロ（Parmusi）、モハメド・イスナエニ（PNI）がそれぞれ選出された。

30日 ▶対中関係——中国から招待されたアジア・アフリカ卓球大会（北京で開催）に、インドネシア国民スポーツ委員会は不参加を表明した。

11月

6日 ▶アメリカの援助——4日から6日にかけてインドネシアを訪問したコナリー米財務長官は、10月27日の米上院本会議の対外援助支出法案可決に関して、米の対インドネシア援助を今後も削減しないことを確約した。また東南アジアにおける日本による援助の肩替りはないと言った。

11日 ▶国民協議会について——マフマド内相は新国民協議会(MPR)の議員を1972年10月1日に任命すると発表した。議員の党派別割当は、ゴルカル392人、軍人230人、開発連合グループ126人、開発民主グループ42人、地方代表130人、合計920人である。

▶日本との軍事協力——スケンダール空軍参謀長は、日本航空自衛隊とインドネシア空軍が、インドネシアで共同訓練を実施することを検討中で、現在なんらの合意に達したものはないが、技術的見地だけに限れば可能だと語った。なお久保防衛局長は、「インドネシア軍部内に合同訓練を希望している人がいるようだ。しかし防衛省としてはこの種の合同訓練を行なう考えはないし、正式な申入れがあつても断わる。ただ法律的には米軍以外の外国軍隊と合同訓練することもできないことはないと思う」と語った。

12日 ▶軍事条約について——マクマホン豪首相が、ロンドンで、インドネシアと防衛条約を結ぶ可能性を打診していると述べたと伝えられたことに対して、パンガベアン国軍副司令官は、インドネシアが軍事条約に加盟する緊急性はないと述べた。

16日 ▶マラッカ海峡——インドネシア・マレーシアおよびインドネシア・シンガポールのあいだにマラッカ海峡問題についての協定が調印された。その要旨は次のとおりである。

マラッカ海峡およびシンガポール海峡は国際海峡ではない。外国船の無害航行を認める。この点についてシンガポールも同じ立場に立つ。航行の安全は沿岸国の責任であり、国は協力することを望む。安全と海峡の国際化は別のものだ。3国は水路調査の続行について了解に達した。

22日 ▶日本、ローカルコスト融資に調印——海外経済協力基金はローカルコスト融資を行なうことを決定し、インドネシア政府との合意書に調印した。融資額は18億円で年利3%，償還期間は7年の据え置きを含む25年である。

23日 ▶米太平洋軍司令官訪問——マッケイン大将は国防省の招待によってインドネシアを訪問した。27日まで滞在し、その間、スハルト大統領、パンガベアン国軍副司令官などと会談した。

25日 ▶カンボジア兵の訓練——国防省の確認によると、インドネシア軍特殊部隊において、カンボジア兵の訓練を行なっていることが明らかになった。訓練中の兵員数については不明である。

25日 ▶ASEAN外相會議行なわれる(～27日)——マレーシアのクアラルンプールで ASEAN 外相會議が行なわれた。議題は、ラザク・マレーシア首相が提案した東南アジア中立化構想と、マルコス・フィリピン大統領の提案するアジア首脳會議についてである。中立化案についての構想は各國まちまちであるが、インドネシアの中立化案はマリク外相によると次のとおりである。

中立化は各國の経済・軍事面での安定。東南アジアとはインドネシアとマレーシア、フィリピン、タイ、シンガポール、セイロン、ビルマ、カンボジア、ラオス、ベトナムの10カ国である。超大国とは狭義には核保有国のアメリカ、ソ連、イギリス、中国、フランスであり、広義には西ドイツ、日本を含む。インドネシアは超大国の概念として後者をとり中立化によって超大国からインドネシアを保護することを望む。

26日 ▶住友化などアルミナ計画を延期——このほどインドネシア政府は45万キロワットの水力発電所、20万トンのアルミの精練所建設からなるアサハン計画を半年以上延期することを発表した。このため住友化学などわが国アルミ精練3社が進めているビンタン島のアルミナ計画も延期が避けられない見通しなった。

▶東レ、合織事業で新会社——東レは三井物産など3商社と共同出資で「インドネシア、トーレ・シンティック社」を設立することになり、日本政府に許可を申請した。計画によると東レが70%，三井物産20%，伊藤忠商事、丸紅飯田各5%により資本金2000万ドルで設立する。工場はジャカルタ郊外のタンゲランに73年4月完成をめどに、2000万ドルを投じて当初ナイロンフィラメント日産6トン、ポリエチレンステープル日産12トン設備を建設する。新会社はすでに東レが同国に設立しているテキスタイルファイバー社(仮称)、システム社(テトロンレーヨン混紡の紡績、織布、染色)、などへの原料供給を行なう予定である。

27日 ▶中立化宣言採択——25日から開催されていた ASEAN 外相會議で「中立化宣言」が採択された。その内容は次のとおりである。

1. 5カ国は東南アジアが外部勢力からのいかなる形の干渉も受けない平和、自由、中立の地帯として認められ、かつ尊重されるよう必要な努力をする決意である。

2. 東南アジア諸国は、その力、団結、関係緊密化に役立つ協力分野を拡大するため努力すべきである。

なお中立化構想具体化のために共同コミュニケで、

ASEAN 5カ国首脳会議をマニラで開催すること。他の東南アジア諸国に宣言の内容を説明し、賛同を働きかけること、宣言を具体化する事務レベルの特別委員会をマレーシアに設置することが合意された。

30日 ▶ 太平洋金属など木炭生産会社を設立——太平洋金属など4社はこのほど「インドネシア・チャコール、インダストリー」を設立した。資本金は30万ドルで、このうち80%を日本側4社が出資する。なお製品の木炭は全量輸入する計画である。

12月

4日 ▶ 東洋ガラス、製ビンで合弁会社——東洋ガラスは台湾での合弁会社設立を断念し、代ってインドネシアでの製ビン会社設立にのりだすことになった。同社の投資予定額は7200万円で現地のケダウング工業と共同で日産能力60トンの工場を設立する予定である。

7日 ▶ スワップチャージ引上げ——インドネシア銀行は現在6カ月間認められているスワップ取引のプレミアムを8分の3%から2分の1%（月間）に引上げると発表した。この措置は最近の内外金利差の拡大を利用した短期資金の過度の流入を防ぐためにとられたものである。なおこの新プレミアムは12月1日以後のスワップ取引から適用される。

8日 ▶ 印パ戦争に仲介の意図——スマハルト大統領はインド・パキスタン戦争について閣議で、インドネシアが仲介する用意があると声明した。

▶ 繊維で外資の進出制限措置——工業省は繊維工業に関する新行政指導要綱を具体化、概要次のように発表した。

1. 外資の進出、民族資本の新規投資で供給能力が十分になったTC（テトロン、コットン）、TR（テトロン、レーヨン）など6品目にわたって今後投資認可を制限する。

2. 地場産業の競争力を高めるため、協同化、合弁を奨励する。

10日 ▶ 製薬業の進出を制約——厚生省はこのほど省令によって、外資の進出に対して次のような制約措置を制定した。

1. 現地の卸売業者を通じなければ、医薬品の販売を認めない。

2. 現地卸売店は資本金10万ドルにつき1店設けることができる。

3. 現地卸売店は海外メーカー製品を取扱う場合、1社に限定される。

4. 外国製薬メーカーのインドネシア支店は販売促進活動とサンプルのみで販売活動そのものはできない。

5. インドネシアに支店を設置する場合は、厚生省の許可を必要とする。

16日 ▶ IGGI、6億7000万ドルを承認——1972年度の援助問題を討議するIGGI会議は13~15日の3日間オランダのアムステルダムで開かれたが、その成果につきワルダナ蔵相は承認された援助額は6億7000万ドルと発表し、さらにつぎのように述べた。

援助額は6億7000万ドルで、内訳はプロジェクト援助3億5000万ドル、食糧援助1億1000万ドル、商品援助2億1000万ドルである。前年度の援助額と比較すると、プロジェクト援助は8000万ドル増加した。食糧援助は食糧増産の結果5000万ドル減少した。商品援助は増減なしである。

世銀とアジ銀の援助が増額され、前年の1億0500万ドルから1億4500万ドルとなった。貸付条件は世銀の場合、償還期限50年、猶予期間10年、無利子であり、アジ銀の場合はそれぞれ25年、7年、3%である。

アメリカ援助は2億0300万ドルで、この内6500万ドルが食糧援助、3000万ドルが原棉援助である。貸付条件は、償還期限40年、猶予期間10年、利子は猶予期間2%、それ以後は3%である。同国援助（食糧を除く）は前年と比較して1300万ドル約10%増加した。

オランダの援助は約10%増加し、ドル換算で約4000万ドルとなった。貸付条件は償還期限30年、猶予期間10年、利子は3%である。また援助の2分の1、食糧については全部がグラントである。

西独の援助は未定であるが、貸付条件は償還期限30年、猶予期間8年、利子2.5%である。援助は暫定的にはアンタイドとなっているが、最終的にどうなるかは今後この問題のなりゆきいかんにかかっている。英國援助は未定であるが、貸付条件は償還期限30年、猶予期間8年、無利子である。

オーストラリアは3カ年の援助を全てグラントにする旨を発表したが、今年の援助額は2300万ドルである。ベルギーは2億2500万ベルギーフランの援助供与を表明し、貸付条件はきわめてゆるやかなものとなっている。カナダの援助額は未定であるが一部がグラントで、残余の貸付条件は償還期限50年、猶予期間10年、無利子である。日本、フランス、イタリア、ニュージーランドなどの援助額は未定であるが4月までには明らかとなろう。

21日 ▶ ルピア平価据置き——ワルダナ大臣は、12月18日のドル切下げ措置に関連するルピアのゆくえについて、インドネシアはルピアの対ドルレートを変更しないと発表した。

22日 ▶ プラント原油のバーター契約2件——このほどブルタミナを相手に三菱商事がパイプライン、トーメン

が石油開発プラントの輸出契約を原油とのバーター決済方式によって結んだ。

三菱商事は中部ジャワの180キロメートルの石油製品パイプラインの輸出契約を結んだが、この代金は1890万ドルでこれを北スマトラのパンコ油田から産出する低硫黄原油で5カ年にわたり引取ることで合意した。またトーメンはプルタミナが北スマトラ、東カリマンタンで使う石油掘削用機械、資材約2000万ドルを供与するかわりに同油田から産出する原油を5年間にわたり引取る契約を結んだ。

23日 ▶大陸棚協定調印——インドネシア、マレーシア、タイ3国は、マラッカ海峡北部地域の大陸棚に関する協定に、クアラルンプールで調印した。大陸棚に関する交渉は、1970年10月以来行なわれていた。

▶クラウン、テレビ、ラジオを生産へ——クラウンは現地資本との合弁で「ファースト、エレクトリック、イ

ンダストリー」という合弁会社を設立し、テレビ、ラジオを生産する計画を進めている。資本金は62万ドルで、設立は72年3月頃の見通し。当面は白黒テレビを年間1万5000～2万台、ラジオを6万台生産する計画で、製品はクラウンのブランドでインドネシア国内で販売する。

28日 ▶デモ規制——スハルト大統領は、治安秩序回復委員会司令部に、最近ジャカルタで行なわれている学生デモを規制するように指示した。このデモは大統領夫人が提唱しているジャカルタ近郊での「インドネシア・ミニチュア」建設計画に反対して行なわれているものである。この計画は約100万平方メートルに人工湖をつくり、そこに多島国インドネシアの国土ミニチュアと劇場、博物館、ショッピングセンターなどを建設する予定である。これに対する反対は、これに要するといわれる約2600万ドルの資金を大学教育の充実などに回すべきであるといった理由である。

参考資料

I. 選挙関係資料

1. インドネシアの次の課題
2. 新内閣閣僚名簿
3. 一級自治区(州)知事名簿

II. 外資進出関係の主要法規

1. 優先指定業種に関する大蔵省令
2. 商法第54条の改正
3. 運輸部門への外資進出許可
4. 損害保険業に関する法令
5. 外国製薬工業の製品流通に関する省令
6. 外国との提携による会計士事務所の設立
7. 所得税率の改定
8. 固定資産の再評価令
9. 輸入業者に対する MPS-MPO 税率改定
10. 輸入販売改定税率
11. 国產重機械の販売税引下げ

I 選挙関係資料

1. インドネシアの次の課題

(ジャカルタタイムズ 1971年11月4日)

先般実施された総選挙で、政府を後楯にしたゴルカルが勝利した時に、驚いた人は実際のところ一人もいなかった。選挙はこの国の現実の政治勢力関係を変えなかった。

ただゴルカルが360議席のうち227議席も容易に勝ち取ったことには、国民も動搖をみせた。残りの議席は7政党に分配された。ムルバ党とIPKIは1議席も得なかった。予想では有望であったナフダトル・ウラマ党および国民党はそれぞれ58議席および20議席に減少した。

ゴルカルの成功は2つの基本的理由にある。第1はスハルト大統領その人である。第2には、1966年以来の政府の業績である。現政府はルピアを安定させ破局しかかった経済を建てなおし、また行政上の改革に大きな成果を得た。それはもし昨日よりも良いものを得たいと願う無教育な農民や雇われ人にとっては理解しやすい政策である。

ゴルカルとはスカルノ時代に結成された職能グループのことである。すべての職業グループを最初に包摂したのは1959年で、その後すぐに共同書記局が、すべての組織の上に置かれた。その組織は大小さまざままで、また共産党的勢力外にあった。ゴルカルは1965年の共産クーデタ事件以後数年間冬眠状態にあったが、総選挙が行なわれるにあたってインスタントの政党として若い指導者た

ちによって再組織された。それははじめから右寄りで、軍部の戦略上の申し子であり、共産主義集団のカウンターパートとして創設されたものである。

ゴルカルの大勝の結果の一つは、少なくとも今後5年間の政治的安定が保証されたことである。多数の支持票を獲得できなかった政治的少数派は、勝利者が1945年憲法に何ら手を触れないであろうと信じている。それにもかかわらず逆に、インドネシアの分別ある政治家たちは常に強力な支持者を望んでいることは明らかである。このことは、国民協議会によって選挙される大統領の任期を5年と定める1945年憲法にも反映されている。

先日の選挙の成果はスハルト大統領に対する明瞭な信任である。これはまた次の大統領任期を彼に確約する。彼はインドネシアの歴史において最初に、民主主義的に選ばれる大統領になるであろう。

勝利した党派の権力行使の方法についても注目すべきである。アリ・ムルトポ大統領特別補佐官は公式声明で、絶対的多数にもかかわらずゴルカルが内閣および他の政府機関の要職を独占するべきでないと述べている。また彼は国会議長候補者としてナフダトル・ウラマ党のイドハムハリドが適任であると示唆している。

スハルト大統領は先月、驚いたことに、彼の内閣に新たに6人の民間人を加えたが、そのうちゴルカルのメンバーはわずか1人であった。また2人は軍将官に替えて登用された。内閣の非軍人化は重要でない。興味あることは大統領の経済戦略上の「ブレーンタンク」として陰

にあったエクスパートが入閣したことである。彼らは次にあげられるとおりである。

1. ウィジョヨ・ニティサストロ博士、彼は5カ年計画を作成した国家経済企画庁総裁であり、国務相に任命された。これによって彼の機関の重要性が増す。

2. エミル・サリム博士、国家経済企画庁副総裁であり、行政機構改革担当の国務相に任命された。

3. M・サドリ博士、外資委員会委員長であり、労働相に任命された。

4. スプロト博士、輸出市場調査局長は移民相に任命された。

開発計画

ゴルカルの大勝によって反対派の微力な役割がもみ消されてしまうのではないかという危惧が表明されている。しかしゴルカルの指導者たちは勝利の提供した「利益」を主張しつづけるだろう。

今後少なくとも5年間に基本的政策と指導性を持続させることとは別に、ゴルカルは25年間近代化案を発表した。同案は5年ごとに国民協議会が修正する25年間にわたる分野の開発プログラムである、ゴルカルはまもなく召集される国民協議会および国会で同案の立法化を推進しよう。明らかに25年間というものは現実的開発計画としてはあまりにも長期すぎる。もし現在の開発が安全に持続され、次期5年計画が実施されれば、国民は満足するであろう。

ゴルカルの政策立案者はインドネシアの政治形態を変革させようとしているかのようにみえる。新国会開催の時に国会内政治勢力を4勢力にまとめることができが現在促進されている。内閣のスポーツマンは次回総選挙(1976年)が4勢力で争われるときさえ予告している。

今後にどんな政治的展開があろうともゴルカルが権力を支配しよう。ゴルカル勝利以後の今後の5年間に1億2000万余人の国家は変化することであろう。

2. 新内閣閣僚名簿

内相 アミル・マフマド中将

外相 アダム・マリク

国防治安相 スハルト大将

法相 オマル・セノ・アジ

情報相 ブディアルジョ空軍少将

蔵相 アリ・ワルダナ

商相 スミトロ・ジョヨハディクスモ

農相 トイブ・ハディウイジャヤ

工業相 M・ユスフ中将

鉱業相 スマントリ

公共事業電力相 スタミ

運輸通信相 フランス・セダ

教育文化相 マスフリ

保健相 シワベシー

宗教相 ムクティ・アリ(前任者 K.H.M.ダフラン)

労相 サドリ(前任者 ムルサリン海軍中将)

社会相 H.ミンタルジャ(新設)

移民協同組合相 スプロト(前任者 サルビニ)

国務相(経済・財政・産業担当)

スリ・スルタン・ハメンク・ブオノ

国務相(社会福祉担当) K.H. イドハム・ハリド

国務相(國家開発監査担当) スナワル・スコワティ

国務相(開発計画担当)

ウイジョヨ・ニティサストロ(新設)

国務相(国防治安担当)

M・パンガベアン大将(新設)

国務相(行政改革担当)

エミル・サリム

(前任者・ハルソノ・チョクロアミノト)

3. 一級自治区(州)知事名簿

西スマトラ ハルン・ザイン(学者)

ベンクルー Moh. アリ・アミン(学者)

中カリマンタン ルヌート・シルバヌス(学者)

アチェ ムザキル・ワラド(民間人)

ジャンピ RMN・アトマディブラタ(〃)

ランボン H・ザイナル・アビディン・パガル・アラム(〃)

東ジャワ Moh. ヌル(〃)

ジョグジャカルタ Sri. パク・アラム(〃)

西イrian フランス・カシエポ(〃)

北スマトラ マラ・ハリム・ハラハップ(軍人)

リアウ アリフィン・アフマド(〃)

南スマトラ アスナウイ・マンク・アラム(〃)

西ジャワ ソリヒン(〃)

ジャカルタ アリ・サドキン(〃)

中ジャカルタ ムナディ(〃)

東カリマンタン Abd. ワハブ・シャフロニ(〃)

南スラウェシ アフマド・ラム(〃)

北スラウェシ H.V. ウォラン(〃)

南東スラウェシ エディ・サラバ(〃)

マルク スミトロ(〃)

西カリマンタンスマディ(〃)

南 " スバルジョ(〃)

バリ スカルメン(〃)

中スラウェシ ヤシン(〃)

西ヌサテンガラ ワシタ・クスマ(〃)

東 " エル・タリ(〃)

II 外資進出関係の主要法規

内外資本の投資活動の活発化に伴ない、1970年の後半から外資進出に対する制限、内国資本の保護を目的として多くの立法措置がとられるにいたった。すなわち、投資法、税法の改正、外資の進出禁止業種の設定、外国商社代表部および外資の商活動の禁止、CKD関係完成品の輸入禁止などがそれである。71年に入ると、こうした傾向はさらに細かく業種別に立法措置をとることで強められていった。ここではその主要なものについて紹介する。

1. 優先指定業種に関する大蔵省令

70年8月の外資法、税法の改正とともに外資、内資の新規投資に対しては、最高6カ年にわたる諸税の免税措置(関税、輸入販売税、法人税、配当税、資本印紙税、船舶の名義書換税)を与える優先業種と、投資減税しか認められない非優先業種に区別されることとなっている。2月に制定された大蔵省令(大蔵省令 No. KEP-94/MK/II/2/1971)は、上記法改正とともに施行令で次のような業種を優先業種に指定している。

- (1) 農業、農園業、畜産業、林産物の加工工業、一貫施設を有する漁業。
- (2) 外国産原料より国产原料を多く加工する産業。
- (3) 他産業の原材料、補助材を生産する産業。
- (4) 基礎産業。
- (5) 社会資本関連産業。
- (6) 一貫設備を有する繊維産業。
- (7) 9品目物資を生産する産業(石油を除く)
- (8) 化学繊維を生産する産業。
- (9) 製品の過半を輸出する産業。
- (10) 観光、とくにホテル業。
- (11) 医薬品、医療機器の製造業。
- (12) 化学製品製造業。
- (13) 運輸業。
- (14) その他緊急に必要とされる産業。

ただし上記産業の場合も、投資額、雇用効果、設立地域に留意して優先指定が与えられることになっている。

2. 商法第54条の改正

(1971年法律第4号)

商法54条は株主の議決権に関する条項で、旧条文によれば株式発行数が100株以上の会社の場合、株主の議決権は最高6票、100株未満の会社の場合は3票までと制限されていたが次のとおり改正され、累積投票権が認められた。

第1条

(1) 株主のみが議決権を行使する権利を有する。各株主は最低1票の議決権を有する。

(2) 株式会社の資本金が同一額面価額の株式に分割されている場合は、各株主は所有する株式数と同数の議決権を有する。

(3) 株式会社の資本金が異なる額面の株式に分割されている場合は、株主の有する総額面価額を会社の発行する株式の最低額面価額で割って得られた数を議決権とする。1票に満たない端株は切捨てるものとする。

(4) 株式会社の資本金が100株以上に分割されている場合は、1株主は6票を越える議決権を行使できず、また株式会社の資本金が100株未満の株主に分割されている場合は、1株主は3票を越える議決権を行使できない旨を定款に定めて株主の議決権を制限することができる。

(5) 役員またはコミサリスは、議決権の委任を得て議決に関する代理権を行使することはできない。

3. 運輸部門への外資進出許可

(運輸省令No. SK/2/K/1971)

1967年の外資法によれば、電気通信、海運、航空分野は港湾、マスメディアなどとともに外資の進出が禁止されていたがこの省令により、許可されることになったものである。以下は省令の抄訳である。

第3章 外国資本投資に開放される運輸省管轄分野。

第7条

(1) 外国資本投資に開放される事業はつきのとおり。

- a. 陸上運輸
 1. 陸上輸送
 2. 河川、湖、運河の輸送、フェリーサービス
- b. 海上運輸
 1. 海上輸送
 2. 特殊港湾
 3. 倉庫業
- c. 航空運輸
 1. 空港施設
 2. 民間航空輸送
- d. 郵便および電気通信
 1. 郵便局の建設
 2. 無線局の建設
 3. 電気通信施設の建設
 4. 資材の供給
- e. 海事関係生産およびサービス
 1. ドック
 2. 船舶機械および海事施設の製造

州	人口	有効投票 100 万票率 (%)	国 民 定 数 (千人)	カトリック会 員 (千人)		イスラム教徒 (千人)		ナフサル・ウラマ ² (千人)		ムスリミン党 (千人)		ゴルカル 会員 (千人)		クリスチヤン 教徒 (千人)		ムルバク 会員 (千人)		アルティヌ 会員 (千人)										
				員 員 率 (%)	員 員 率 (%)	員 員 率 (%)	員 員 率 (%)	員 員 率 (%)	員 員 率 (%)	員 員 率 (%)	員 員 率 (%)	員 員 率 (%)	員 員 率 (%)	員 員 率 (%)	員 員 率 (%)	員 員 率 (%)	員 員 率 (%)	員 員 率 (%)	員 員 率 (%)									
1. ヤシヌ(特別地区)	1,869	1,032	92.9	9	1	90	9.3	1	182	18.8	1	482	49.7	5	6	0.6	4	0.4	128	13.3	1	5	0.5					
2. 北スマトラ	6,248	2,726	2,547	93.4	17	44	1.7	70	2.7	1	187	19.3	1	1,766	70.1	12	112	4.4	1	4	166	6.5	1	10	0.4			
3. 西スマトラ	2,219	1,312	1,204	91.8	14	5	0.4	23	1.9	36	2.9	1	273	22.6	3	761	63.2	9	8	0.7	3	0.2	5	0.4				
4. リアウ	1,477	718	672	93.6	6	3	0.4	9	1.3	48	7.1	62	9.2	1	526	73.3	5	5	0.7	9	1.3	19	2.8					
5. 南スマトラ	3,240	1,554	1,414	90.9	10	14	1.0	92	6.5	1	183	10.3	1	170	12.0	1	866	62.7	6	7	0.5	2	0.1	70	5.0			
6. ジャンピ	860	491	463	94.3	6	4	0.9	4	0.9	23	5.0	1	20	4.3	1	408	88.1	5	1	0.2	3	0.6	2	0.4				
7. ベンフルン	507	236	223	94.5	4	4	1.6	6	2.7	20	9.0	1	185	83.0	3	1	0.4	1	0.4	51	4.2	3	0.2	2				
8. ランボン	2,654	1,266	1,211	95.7	7	11	0.9	47	3.9	138	11.4	1	79	6.5	1	870	71.8	5	5	0.4	1	0.4	51	2.2				
スマトラ合計	19,864	9,335	8,702	93.2	73	78	0.9	324	3.7	3	630	7.2	6	593	11.4	9	6,305	72.4	50	16	1.7	1	9	0.1	309	3.6		
9. 西ジャワ	20,566	10,487	10,018	96.5	46	28	0.3	305	3.0	2	1,311	13.1	6	400	4.0	2	7,652	75.1	35	41	0.4	10	0.1	173	1.7			
10. ジャカルタ(特別地区)	4,305	2,222	1,955	88.0	9	56	2.9	56	2.9	463	23.7	2	151	7.7	1	912	46.6	4	58	3.0	1	6	0.3	228	11.7			
11. 中ジャワ	21,326	11,020	10,233	92.3	57	53	0.5	90	1.9	1	2,322	23.2	13	469	4.6	3	5,174	50.3	28	55	0.5	7	0.1	2,603	19.5			
12. ジョグジャカルタ	2,337	1,248	1,163	92.2	7	35	3.0	11	0.9	105	10.8	1	108	9.3	1	736	63.3	4	13	1.1	2	0.1	119	10.2				
13. 東ジャワ	24,868	13,236	12,463	93.8	63	30	0.2	155	1.2	1	4,333	55.2	22	340	2.7	2	6,841	54.9	35	38	0.3	4	0.4	623	5.0			
ジャワ合計	73,422	36,223	35,882	93.9	182	202	0.6	617	1.7	4	8,665	24.1	44	1,168	4.1	9	2,252	59.3	107	265	0.5	1	29	0.1	3,146	8.6		
14. 西カリマンタン	1,737	881	829	94.1	7	54	6.5	1	7	0.8	89	10.7	1	58	7.0	1	533	66.7	5	6	0.7	24	2.9	1	0.1	36	4.3	
15. 中カリマンタン	345	131	95.9	6	4	1.2	0	40	12.0	1	10	3.0	1	270	81.3	5	3	0.9	1	0.3	1	0.3	1	2	0.6			
16. 開	1,655	655	597	91.2	10	1	0.1	6	0.3	211	26.5	2	52	6.5	1	516	64.7	7	2	0.3	1	0.1	3	0.4				
17. 東カリマンタン合計	680	359	329	91.6	6	9	2.7	11	3.3	63	19.1	1	19	5.8	1	180	54.7	3	18	5.5	1	3	0.9	18	5.5			
18. 北スマラウェン	1,660	809	773	96.3	6	22	0.2	97	12.5	1	40	5.1	42	5.4	1	473	60.7	4	92	6.7	1	1	0.1	45	5.8			
19. 中スマラウェン	907	442	425	96.2	4	1	0.2	48	11.3	1	19	4.5	14	3.2	1	326	26.7	3	10	2.3	5	1.2	1	0.2	1			
20. 馬来	708	346	342	98.9	4	1	0.3	4	1.2	8	2.3	7	2.0	1	316	92.4	4	1	0.3	1	0.3	1	0.3	4				
21. 南スマラウェン	4,981	2,614	2,515	96.2	23	9	0.4	107	4.3	1	230	9.1	2	127	5.0	2	1,971	75.0	18	35	1.4	7	0.3	9	0.4			
スマラウェン合計	8,256	4,211	4,061	96.4	37	28	0.7	256	6.3	3	297	7.3	2	190	4.7	2	3,086	76.0	29	97	2.4	1	1	0.1	58	1.4		
22. バリ	2,661	1,106	1,048	94.8	8	2	0.2	1	0.1	19	1.8	5	0.5	1	869	82.9	7	3	0.3	1	0.1	130	12.4					
23. レンタサンガラ	2,532	1,115	1,055	94.6	6	1	0.1	52	4.9	150	14.2	1	32	5.0	1	737	69.3	4	2	0.2	1	0.1	47	4.5				
24. 須	2,342	1,177	1,149	97.6	12	20	18.3	2	12	1.0	44	1.2	7	0.6	1	707	61.5	8	155	13.5	2	0.4	36	3.1				
25. ハラク	1,667	534	511	95.7	4	16	3.1	15	2.9	34	6.8	76	14.9	1	243	47.6	2	96	19.2	1	2	0.4	22	4.3				
東インドネシア合計	7,512	3,932	3,763	95.7	39	229	6.1	2	80	2.1	207	5.8	1	141	3.7	2	2,556	67.9	26	258	6.9	3	4	235	6.2			
合計	114,350	58,179	54,697	94.0	360	601	1.1	3	1,305	2.4	10	10.22	18.7	58	2,931	54.4	24	34,352	62.6	236	734	1.3	7	47	0.1	0	3,794	6.9

3. サルベージおよび救援事業

4. 資材の供給

f. 観光

1. 宿泊設備

2. 観光運輸

3. 観光対象および観光事業

4. リクリエーション

5. その他基本的な観光事業

第8条

(1) 1967年法律第1号の第6条の規定にもとづき、第7条の事業において外国資本は投資および経営に関して完全支配をなすことはできない。

(2) 支配の程度および事業の形態は、外国資本投資の性格と種類に応じて定められる。

(3) 本条第(1)項の規定は、個別法令にもとづいて外国資本投資が禁止される場合を除いて観光事業には適用されない。

第4章 資本

第10条

(1) 運輸および観光分野に投資を許される資本の最低額はプロジェクト毎に決定される。

(2) 合弁事業（資本金が外国資本と民族資本から構成される法人）の場合は、別途規定する場合を除き民族資本は少なくとも全資本金の10%を投資しなければならない。

第11条

第10条に規定する資本金の用途はつきのものとする。

a. 調査目的

b. 機械、器具

c. 建物の建設

d. 運転資金

e. 計画にもとづく他の目的。

第VII章 期限

第16条

(1) 各事業の存続期限は30年を越えないものとする。

(2) もし外国資本投資の存続期限が終了した場合は運輸および観光分野に投資された外国資本は民族資本に移転しなければならない。

付表 投資分野の内訳

分野	セクター	種類	業種	地域	備考
陸上運輸	陸上輸送	陸上運送インフラストラクチャ	都市内輸送	選別的	
		インフラ・施設資機材の供給	都市間輸送	"	
			燃料補給所	"	
			部品の供給等	"	合弁
	河川、湖、運河の輸送	河川、湖、運河の輸送施設。河川、湖、運河の輸送	貨客輸送	"	"
			船舶、施設等	"	"
	海上輸送	特殊貨物輸送	船舶	"	"
		一般貨物輸送	埠頭、海上倉庫	"	別途決定
	特殊港湾	工業補給基地	設備	"	商業省の規定
		倉庫業			運輸省の許可
航空運輸	航空施設	構築物の建設	滑走路、タクシーウエイ、エプロン、パーキング場	選別的	別途決定
		"	ターミナル、貨物処理	"	合弁
		"	通信、航行施設	"	別途決定
		"	重機械、陸上サービス施設	"	合弁
		民間航空	新事業、拡張	"	"
		航空機整備	"	"	"
		郵便局の建設	建物の新設、拡張	"	"
郵便、電気通信		電信局の建設	電話局、ラジオ局等地		
		近距離の電気通信装置	上地下のケーブルによる自動電話施設		ジャカルタ、スラバヤ、メダン
			マルチチャンネルの遠距離通信		バンドン、カリマンタン、マルク、スラウェシ、イリアン

海事生産、サービス	機械部品の供給	"	フィーダーラインによる遠距離通信	スマトラマイクロウェイブ	選別的	合弁
	ドックヤード	船舶建造、修理	電報、電話、ラジオ、地上、地下ケーブル 政府、商業、漁業、住民用の船舶			
	サルベージ、救援	船体輸送、海中救助	船体輸送、サルベージ			
観光	機械の供給	船舶機械、海事施設		"	選別的	" "
	ドックに関連する保税倉庫		船舶工業用の原材料	メダン、ジャカルタ、スラバヤ等の大規模港湾		
	宿泊施設	建物の補修、建設	ホテル	選別的		
	飲食業	"	レストラン等	"	単独投資または合弁	"
	観光運輸	"	陸上、海上、航空、輸送	"		
	観光対象および主要事業					
	リクレーション	建物の補修、建設	娯楽、遊興	"		
	その他の事業	"	海上、狩獵旅行、キャンピング、ユース社会旅行	"		

4. 損害保険業に関する法令

(1) 損害保険事業の許可に関する大統領令（大統領令1971年 No. 55, 8月7日付）

第1条 本令に規定する損害保険会社とは下記のとおりである。

a. 民族損害保険会社とは、インドネシアの法律にもとづいて設立され、株式がインドネシア国民または民族企業に所有されている損害保険会社である。

b. 外国損害保険会社とは、インドネシアの法律にもとづいて設立されたと否とを問わず株式の一部または全部が外国人または外国所有企業に所有される損害保険会社である。

c. 国営損害保険会社とは、株式の一部または全部が国によって所有されており、かつ現行の法令にもとづいて設立された損害保険会社である。

第2条

(1) 損害保険事業をすでに営なむまたは営なもうとする損害保険会社は、大蔵大臣の発行する事業許可書を所有しなければならない。

(2) 国営損害保険会社は、本条第1項の規定の適用を免除される。

第3条

(1) 本令の発効後設立された民族損害保険会社は、次の条件を充足すれば許可される。

- a. 有限株式会社の形態をとること。
 - b. 法定資金が少なくとも2500万ルピアであること。
 - c. 株式は記名株式であること。
 - d. 大蔵大臣の指定する国営銀行に2000万ルピア以上の預金を有すること。
 - e. 大蔵大臣が別途定める他の条件を充足すること。
- (2) 経済情勢および保険事業の推移に留意して、大蔵大臣は本条第1項a号の預金額を変更することができる。
- (3) 本令の発効前にすでに設立済の民族損害保険会社は下記の条件を充足すれば許可される。
- a. 有限株式会社の形態をとること。
 - b. 株式は記名株式であること。
 - c. 大蔵大臣の指定する国営銀行に2000万ルピア以上の預金を有すること。ただし同預金額は大蔵大臣の定める期限および方法に適合するものでなければならない。

第4条

(1) 新設外国損害保険会社の事業許可は、インドネシアにおいて事業活動を営なむ外国損害保険会社の総数が本令の発効以前に設立されたものを含めて12社を越えない範囲で与えられる。

(2) 新設外国損害保険会社の事業許可および事業形態に関する諸条件は、大蔵大臣が別途これを決定する。

(3) 本令の発効以前に設立された外国損害保険会社は、本条第2項の諸規定に従わなければならない。

第5条

(1) 本令第3条の預金に関する規定の他に、大蔵大臣は別途預金に関する規定を定めることができる。当該預金の額は当該損害保険会社の責任の大小に応じて定められる。

(2) 本条第1項の預金に関する規定はインドネシアに所在する外国損害保険会社に対しても適用される。

第6条

(1) 本令の諸規定を充足しない損害保険会社は損害保険会社として事業活動を営なむことを禁止される。

(2) 本条第1項に規定する禁止措置が当該損害保険会社に対してとられた場合は、この決定を官報に公示しなければならない。

第7条 本令にいまだ規定されていない事項に関しては、大蔵大臣が別途これを規定する。

第8条 本令に抵触する法令は、無効である。

第9条 本令は制定日をもって発効する。

(2) 損害保険会社の事業許可および預金義務に関する大蔵省令（大蔵省令 No. KEP 612/MK/IV/8/71, 8月10日付）抄訳。

第4条

1. インドネシアにおいて損害保険事業を営なむことを許可される損害保険会社の総数に関する規定に留意して、新設外国損害保険会社に対する事業許可は下記の諸条件を充足する場合に与えられる。

a. 本令第6条第1項に規定する預金に関する規定を充足すること。

b. 外国損害保険会社に適用される運転資金に関する規定を充足すること。

c. 営なむ事業の形態は、支店、代表部（引受代理店）、もしくは合弁事業である。

d. 事業形態が合弁である場合は、取締役会に一人の外国人を置くことができる。

e. 申請者の本国における大蔵大臣または保険業を管轄する政府職員の許可書または推せん書を有しなければならない。また当該許可書または推せん書を当該国におけるインドネシア国の代表部が認知していなければならぬ。

f. 申請に際しては最低1カ年間の事業計画および運営費計画を提出しなければならない。

g. インドネシアにおいて事業を許可された後は、事業の貸借対照表および損益計算書を作成および公表するとともに財政総局保険局の要求する営業資料の報告をなすことができなければならない。

h. 國内の保険市場を拡大するため民族損害保険会社と協同しなければならず、民族損害保険会社に損失を与

えるような活動を行なってはならない。

i. 財政総局保険局に登録した損害保険事業所のみを運営することができる。

j. 大蔵省の承認ある場合を除いて、外国人を使用してはならない。

k. インドネシアにおける事業組織においては、下級から上級にいたる各職階にインドネシア人を使用するとともに、保険業に関する教育を行なわなければならぬ。

l. 運営する事業形態は支店とし、支店の経営者はインドネシア人でなければならない。ただしこのことがいまだ不可能とみなされる場合は、大蔵大臣は緩和措置をとることができる。

m. 保険料金（掛金および手数料）に関しては、インドネシアで使用される保険料金に関する諸規定に従わなければならぬ。

2. 本条第1項g～m号の諸条件は、第1条第3項に規定する外国損害保険会社に対しても適用される（本令の発効以前に設立されたもの、訳註）。預金義務に関しては第6条第2項で規定する。

第6条

1. 新設の外国損害保険会社は事業許可を申請するに際して10万ドルの預金をなさなければならない。

2. 本令第1条第3項に規定する外国損害保険会社は、本条第1項に規定する預金額に達するまで預金を増額しなければならない。

3. 本条第2項に規定する預金の増額は、本令の制定後遅くとも4カ月以内に行なわれなければならない。

(3) 事業許可および預金義務に関する規定を充足する損害保険会社リスト（保険局通達 No. Peng. 001/DDK. DP/J/11/71, 11月11日付）

A. 民族損害保険会社

1. PT. Maskapai Asuransi Ampuk.
2. PT. Maskapai Asuransi Antarnegara.
3. PT. Asuransi Bendasraja.
4. PT. Asuransi Bintang.
5. PT. Maskapai Asuransi Buana.
6. PT. Asuransi Central Asia.
7. PT. Maskapai Asuransi Dharma Bangsa.
8. PT. Maskapai Asuransi Djakarta 1945.
9. PT. Asuransi Gadjah mada.
10. PT. Maskapai Asuransi Globe.
11. PT. Maskapai Asuransi Independent.
12. PT. Maskapai Asuransi Indrapura.
13. PT. Maskapai Asuransi Indonesia.
14. PT. Asuransi Kresnadiwijaya.

15. PT. Lloyd Indonesia.
 16. PT. Masukapai Asuransi Indonesia Baru.
 17. NV. Pool Asuransi Indonesia.
 18. PT. Maskapai Asuransi Mardi Bangsa.
 19. PT. Maskapai Asuransi Madijo.
 20. PT. Perusahaan Asuransi Murni.
 21. PT. Maskapai Asuransi Menara.
 22. PT. PT. Maskapai Asuransi Nusadjiaya.
 23. PT. Maskapai Asuransi Umum Nasional.
 24. PT. Periscope Insurance Co. dtd.
 25. PT. Maskapai Asuransi Parolamas.
 26. PT. Maskapai Asuransi Ramayana.
 27. PT. Maskapai Asuransi Republik.
 28. PT. Maskapai Asuransi Raya.
 29. PT. Maskapai Asuransi Kebakaran dan Umum Standard.
 30. PT. Maskapai Sari Sumber Agung.
 31. PT. Maskapai Asuransi Sonwelis.
 32. PT. Maskapai Asuransi Sriwidjaja.
 33. PT. Maskapai Asuransi Tjehjana.
 34. PT. Maskapai Asuransi Timur Besar.
 35. PT. Maskapai Asuransi Umum Trisila.
 36. NV. Perusahaan Asuransi Timur.
 37. PT. Umum International Underwriters.
 38. PT. Maskapai Asuransi Umum Wwurungan.
- B. 外国損害保険会社
1. NV. Assurantie Maatschappij De Nederlanden.
 2. The Tokio Marine & Fire Insurance Co. Ltd.
 3. The London & Lancashire Insurance Co. Ltd.
 4. Taisho Marine & Fire Insurance Co. Ltd.
 5. The American Insurance Company.
 6. Union Insurance Society of Canton, Ltd.

5. 外国製薬工業の製品流通に関する省令

(保健省令 No. 8069/A/8K/71, 10月25日付)

- 第1条 本令における用語の規定はつきのとおり。
- (1) 外国工場とは外国投資法によって設立された製薬工業およびインドネシアにおいて生産活動を行なうその他の外国工場である。
 - (2) 薬品卸売業とは 1949年法律 No. 419劇薬法にもとづく薬品卸売業である。
 - (3) 特別薬品卸売業とは、外国工場の生産になる薬品の流通を専業とする薬品卸売業である。
 - (4) 基本資本金とは政府の認可による外国工場を設立するためのもので、当該企業の定款に記載された資本金である。

第2条

- (1) 外国工場はインドネシアで生産した薬品を直接に販売することは認められない。
- (2) 外国工場は製品を薬品卸売業を通じて販売しなければならない。
- (3) 外国工場は薬品卸売業の営業許可を有しない企業を製品の卸売業者に指定することができます。

第3条

- (1) 第2条第3項に規定する企業は有限株式会社の形態をとる民族企業でなければならない。
- (2) 上記の企業は薬品総局の特別許可書を有しなければならない。
- (3) 上記の企業は薬品卸売業に必要な条件を充足するとともに、外国工場との間に最低1カ年間にわたりその製品を販売するという協定を締結しなければならない。
- (4) 上記の企業は特別薬品卸売業と呼ばれる。

- (5) 特別薬品卸売業はその代理するインドネシアにおける外国工場の製品以外の薬品を販売することはできず、また外国工場の海外における親会社の製品を販売することはできない。

第4条

- (1) 特別薬品卸売業の許可書はインドネシアにおいて外国工場が投下した基本資本金に留意して交付される。
- (2) 特別薬品卸売業の許可書は10万ドルにつき1件交付することができる。
- (3) 特別薬品卸売業の支店に対する許可は、特別薬品卸売業に対する許可とみなされる。
- (4) インドネシアの各州に特別薬品卸売業各1店のみを指定することが認められる。
- (5) 特別薬品卸売業の許可書は、当該企業が外国工場によって卸売業として指定されている期間に限り有効である。

第5条

- (1) 薬品卸売業に適用されるその他の法令は特別薬品卸売業に対しても適用される。
- (2) 本令に規定する義務条項に対する違反に対しては、刑事罰の他行政罰が課せられる。
- (3) 本令は制定の日をもって発効する。

6. 外国との提携による会計士事務所の設立

(大蔵省令 No. KEP-76/MK/V/2/71 1971年2月8日)

省令の趣旨は、(1)外国資本の必要に応じるため外国人会計士の活動を認可する必要があること、(2)インドネシア人会計士の存在を外国資本に周知せしめる必要があること、(3)上記の目的のため内国人および外国人会計士との提携による会計士事務所の設立を認可する必要がある

ことにある。省令の条文は次のとおり。

第1条 外国人会計事務所に対して下記の第2条から第15条までの条件においてインドネシア人公認会計士事務所と提携して会計士事務所を開設する機会を与える。

第2条 当該外国人会計士事務所の本店の所在する国が、インドネシアに登録をなしたインドネシア法人たる会計事務所が当該国において活動することを承認し認可しなければならない。

第3条 当該合弁会計士事務所は、国営企業または国家財産にかかわりを持つ企業の審査を行なわないものとする。

第4条 当該合弁会計士事務所は必要条件を充足する会計士を使用しなければならない。したがって当該会計士は会計士資格保護に関する1954年法律第34号にもとづいて国家登録局に登録しなければならない。

第5条 合弁会計士事務所はインドネシア国民による専門家を育成するためインドネシア人会計士を教育しなければならない。

第6条 合弁会計士事務所は外国人専門家の使用を制限しなければならず、設立認可日より2カ年以内に使用人、経営者、スタッフのすべてをインドネシア人で構成しなければならない。

第7条 合弁会計士事務所の使用人、経営者、スタッフとして勤務する期間は、他の会計士事務所で会計士業務を行なうことおよび勤務することは禁止される。

第8条 合弁会計士事務所は原則として外国企業の審査のみをなすものとする。また四半期毎に大蔵省国家財産監督局に顧客企業の名簿を報告しなければならない。

第9条 合弁会計士事務所は明白にインドネシア会計士界の発達に寄与するものでなければならない。

第10条 合弁会計士事務所の設立期限は最大3カ年とする。

第11条 本令の発効以前に設立された合弁会計士事務所は6カ月以内に本令および本令施行規則の規定を充足しなければならない。

第12条 本令発効以前に与えられた許可は無効であり、第11条の規定を充足した場合にのみ有効である。

第13条 合弁会計士事務所の設立許可に関する施行および細則規定は、国家財産監督局または同局が指命した官吏がこれを定めるものとする。

第14条 本令の規定に違反した場合は、直ちに許可を取消すことができる。

第15条 合弁会計士事務所の数が充分であるとみなされる場合、新規の合弁会計士事務の設立許可は交付さ

れない。

第16条 本令は制定の日をもって発効する。

インドネシア会計士協会の会員名簿

I ジャカルタ所在の会計士事務所

(カッコは電話番号)

1. Drs. Mr. Aboetari. (47291)
2. Arthur Young & Santoso. (52230)
3. Drs. Budi Utama.
4. Drs. H. Darmawan. (23985)
5. Drs. Go Tie Siem. (47101)
6. Prof. Dr. S. Hadibroto. (44534)
7. Drs. Hanadi Rahardjo. (46337)
8. Drs. Hasanudin Mustapha.
9. Drs. Moh. Husni. (72391)
10. Drs. Henoch Tandian.
11. Drs. M. Isjwara. (51882)
12. SGV-Utomo & Co. CPA. (53616)
13. Drs. Sidharta & Co. (21350)
14. Slamet Subekti. (44454)
15. Drs. Soedjendro.
16. Drs. Soejono Soedomo. (42786)
17. Drs. B. Soenasto. (44305)
18. Drs. R. P. Soewondo SH. (51595)
19. Drs. Chairul Anwar. (46689)
20. Drs. Sukarman. (23546)
21. Drs. L. Sulistijo. (45539)
22. Suparman & Co., CPA. (53484)
23. Drs. Tang Eng Oen. (48194)
24. Drs. Tanok. (42345)

II メダン所在の会計士事務所

1. Drs. H. Darmawan. (25650)
2. Proj. Dr. S. Hadibroto. (21286)
3. SGV-Utomo & Co. CPA. (22880)
4. Suparman & Co. CPA.

III スラバヤ所在の会計士事務所

1. Drs. H. Darmawan. (S 1201)
2. Drs. Go Tie Siem SH.
3. SGV-Utomo & Co. CPA. (U 822)
4. Drs. Oei Jang Hwie.
5. Drs. S. Supojo. (D 6239)

IV スマラン所在の会計士事務所

1. Drs. Siti Soemarsih.

7. 所得税率の改定

(大蔵省令 No. KEP-890/MK/II/11/71)

11月15日、1971年にかかる所得税の税率が改定され

た。税率改定は所得税法第8条第2項および第5項ならびに第29a条にもとづいて大蔵大臣に権限が与えられている。今回の改定でめだつ点は、高額所得者の税負担がいちじるしく軽減されていることである。

(1) 税率表

(単位：ルピア)

課税所得	税額	100ルピア単位の追加所得に対する税率
0	0	10
30,000	3,000	11
80,000	8,500	12
150,000	16,900	13
240,000	28,600	14
350,000	44,000	16
460,000	61,600	18
570,000	81,400	20
680,000	103,400	23
890,000	151,700	26
1,120,000	211,500	30
1,410,000	298,500	34
1,720,000	403,900	39
2,060,000	536,500	44
2,400,000	686,100	50

実効税率を前年と比較するとつぎのとおり。

課税所得	税額		実効税率	
	1970年	1971年	1970年	1971年
30,000	3,000	3,000	10	10
80,000	9,500	8,500	11.88	10.63
150,000	28,000	16,900	13.60	11.27
240,000	36,600	28,600	15.25	11.92
350,000	60,000	44,000	17.34	12.57
460,000	88,800	61,600	19.30	13.39
570,000	120,000	81,400	21.21	14.28
680,000	155,000	103,400	22.90	15.21
890,000	232,500	151,700	16.12	17.04
1,120,000	328,700	211,500	29.35	18.88
1,410,000	468,900	298,500	33.26	21.17
1,720,000	623,900	403,900	36.27	23.49
2,060,000	793,900	536,500	38.54	26.04
2,400,000	963,900	686,100	40.16	28.59

(2) 課税最低限度

(大蔵省令 No. KEP-890/MK/II/11/71)

税率改定と同時に課税最低限度額に関する省令も発表されたが、生計費指数が前年に比較してほとんど不变であることを理由に据置きとなった。課税最低限度額は次のとおり。

- a. 納税義務者 年間 48,000ルピア
- b. 妻 年間 4,2000 "
- c. 10人を限度として子供1人あたり 年間 1,8000 "

8. 固定資産の再評価令(要旨)

(大蔵省令 No. 580/MK/II/7/1971)

6月7日大蔵省令によって固定資産の再評価に関する規則が発表された。再評価を許される固定資産は1960-70事業年度の間に取得した有形固定資産となっている。条文と解説文(カッコ内の文章)の概要は次のとおり。

再評価をなす主体

第1条 1925年法人税法第1条第1項に規定する法人は固定資産の再評価をなす機会が与えられる。

第2条 本令において再評価をなすことのできる法人とは左記のものである。

a. 1925年法人税法第13条の規定にもとづいて固定資産の取得、購入、設立、改良、変更価額および減価償却額が明瞭に判明する帳簿を有する法人。

b. 本省令第8条第2項に規定する再評価計算書の提出にあたって法人税の納税義務を履行済みである法人。

再評価物件

第3条 本省令第1条にもとづき再評価される資産はインドネシアに所在する有形固定資産にしてかつ下記の条件を満たすものでなければならない。

A. 再評価にさいしていぜんとして事業目的に使用されていること。

B. 当初の目的が譲渡、売却を目的としたものでないこと。

C. 1960事業年度から1970事業年度までに取得されたものであること。

再評価の時期

第4条 本省令に規定する再評価の時期とは、1971年6月30日を越えて終了する1971事業年度の初めである。

(1971事業年度の初めとは1970年7月1日から71年6月30日までの間に始まる事業年度の初めをいう。たとえば7月1日に始まる事業年度における再評価の時期は70年7月1日である)

再評価の基準と方法

第5条① 再評価の時期にいたるまでの固定資産の取得、購入、設立、改良、変更価額および減価償却額に本省令第6条に規定する乗数を乗じるものとする。

② 本条第1項にもとづいて再評価をなした後に、取得、購入、設立、改良、変更価額から減価償却額を減じたものが再評価の時期における固定資産の新価額である。

③ 本条第1項の価額が旧ルピアで表示されている場合は、あらかじめ1,000対1の比率で新ルピアに表示が変更するものとする。(取得価額とは、資本参加により投入した資産価額をも含む)

第6条 本省令第5条に規定する乗数はつきのとおりである。

A. 建物および土地、その他の固定資産については図表1参照。(固定資産の物価推移は他の物価推移とかなり異なるため、次のような基準で二分された。建物、土地に関する乗数は毎年の平方メートルの建築費および土地価格の指數を用いた。その他の資産に関する乗数は、自由市場における対米ドルルピア交換レートの指數を使用)。

帳簿記入の方法

第7条 再評価の時期における本省令第5条第2項に規定する新価額と帳簿価額との差額は「1971年再評価差益」という勘定名で資本準備金に記帳される。

再評価計算書の提出義務

第8条① 1967年政令第11号第4条第3項の規定に留意して、再評価をなそうとする法人の取締役は、本省令の発行後2カ月以内に、本省令にもとづき再評価をなす旨の文書を税務署長に提出する義務を有する。

② 本条第1項に規定する文書の提出後3カ月以内に、法人の取締役は税務署長に対し次の書類を提出する義務を有する。

A. 1970年およびそれ以前2カ年の貸借対照表。

B. 1971事業年度の初めの再評価計算書。

C. 1970事業年度の法人税申告書、ただし申告をいまだ行なっていない場合に限る。

(1970年政令第11号第4条第3項によれば、課税年度の修了後3カ月以内にMPS(自己申告法)の納税義務者は最終計算をなして、申告書を提出しなければならない。

再評価をなす旨の文書を提出する法人は上記の義務を引き延ばすこととは許されない)。

③ 本条第2項に規定する期限は、しかるべき理由のある場合は税務署長がこれを3カ月間延長することができる。

④ 再評価計算書には第5条第2項に規定する新価額と差額とに関する説明を付さなければならない。

⑤ 税務署長は、当該法人の取締役の提出した再評価計算書と説明との真偽を審査した後、審査後再評価計算書の原本を添付した決定書を発行する。

税額

第9条① 本省令第7条に規定する新価額と帳簿価額との差額は、10%の法人税を賦課される利益とみなされる。

② 本省令第8条第5項に規定する決定書を受取った後において、税務署長に申告書を提出することによって、「1971年再評価差益」を資本準備金勘定から資本金勘定に振替えることができる。この振替による資本金の増額に対しては、資本印紙税を徴収しない。

③ 1925年法人税法第3条第3B項および第10A条第4項ならびに1944年所得税法第8B条第1項7号および第8B条第2項の規定に準拠して本条第2項に規定する「1971年再評価差益」の資本金繰入れにともなう無償の株式交付および株式額面の引上げ額に対しては10%の法人税または所得税が賦課される。

④ 本条第3項に規定する行為をなす法人は1970年利子、配当、ロイヤリティに関する税法第5条の規定に準拠して源泉徴収をなす義務を有する。(たとえば法人が14,194,750ルピアの「1971年再評価差益」を資本金に繰入れて同額の株式の無償交付をなす場合、当該法人は10%の法人税または所得税を源泉徴収して国庫に納付しなければならない。もし当該法人が負担する場合は、税額は14,194,750×100/90とする)

年	建物および土地	その他固定資産
1960	4,100	1,600
1961	3,400	2,000
1962	1,550	500
1963	740	350
1964	250	165
1965	50	40
1966	4.5	4
1967	2	2.5
1968	1	1
1969	1	1
1970	1	1

9. 輸入業者に対するMPS-MPO 税率改定

(租税総局通達 No. D15.4.1-0.193-2-71/MPS-MPO
1971年2月8日)

これまで輸入に対して法人税の先取りとして輸入高の2% (外為レートは1ドル400で換算) のMPO(源泉徴収法)と1%のMPS(自己申告法)が徴収されてきた。しかしMPSによる納税は実効性が希薄なため今回改定されることになったものである。

条文はつきのとおり。

第1条 租税総局通達 (No. D 15.4.3-03-11-67/MPS-MPO, 1967年11月25日付) の付則であるMPS-MPO税率表6111に定めるMPS税率1%およびMPO税率2%をそれぞれ0%および3%に改定する。

第2条 本令は1971年3月1日をもって発効する。

10. 輸入販売改定税率 (%) 1971年7月12日

関税番号	品 目	新税率	旧税率
34-I	バナナ, パイナップル	10	20
34-II	ぶどう, りんご, なし, もも, いちご, オレンジなど	10	20
79	トライ (調味料の一種)	0	20
80-I	スター・シュガー, ミルク・シュー ガ-, 医薬用・シュー ガ-	5	0
111-I	ミネラルウォーター	5	10
128	ポートランド, ローマン, マグ ネシアンセメントなど	10	5
133-II	石炭無煙炭その他, 石炭から加 工した燃料	5	0
135-I	天然オイルを加工したアスファ ルト	5	0
135-II	その他のアスファルト	5	0
137	石油, 鉱物タール, その他鉱物 オイル	5	0
146-I	未包装の硫黄	5	0
146-II	臭素, ヨウ素, ポタシウムなど	5	0
148-II	灯火用炭化カルシウム	5	0
161-I	エチルエーテル	5	0
167-I	厚生大臣の指定する薬品 (ワクチンは従来通り 0 %)	5	0
168-I	厚生大臣の指定する乳児用ミル ク	5	0
168-II a	カプセル入りビタミン剤	5	0
168-II b	厚生大臣の指定するビタミン肝 油	5	0
181-I	乾燥染料	5	0
244-I	薬瓶用ゴム栓	5	0
335	日刊週刊等定期刊行物	5	0
344-I	天然人造絹糸	5	0
349	ウール等動物性繊維	5	0
351-I	羊毛織糸	5	0
355-I	綿織糸	5	0
356-II a-1	未晒しブルーキャンブリック	5	0
356-II a-2	晒しブルーキャンブリック	5	0
356-VII	サロン, スレンダンなど	20	10
449-I	未加工うんも	5	20
491-IV	I ~ III 以外のビン, グラス	0	10
516-I	金, 銀, プラチナ	5	0
527	堤防補修用等の鉄製くい材	5	0
597	粗製銅	5	0
598-I	未加工の銅棒	5	0
600	銅製ワイヤ	5	0
619	粗製ニッケル	5	0
621-I	未加工のニッケル棒	5	0
627	ニッケル製品	5	0
630-I a	棒状, 板状等の未加工アルミニ ウム	5	0

630-II	アルミニウム加工品	10	5
641-I	粗製鉛	5	0
642-I a	棒状, 板状等の未加工の鉛	5	0
653-I	棒状, 板状等の未加工亜鉛	5	0
668	アンチモン, カドミウム, コバルトなど	5	0
711	スチームボイラー	5	0
714-II c-1	プロペラエンジン	10	0
715	水圧機器	5	0
716-I	スチームトラクター, エンジン	5	0
717-II	I 以外の道路工事用機械	5	0
783	ドライビングシャフト	5	0
789-II	電気起爆装置	5	0
790-I	医療用電球	5	0
790-II a	白熱電球 (航空機発着場ランプは 5 % の税率)	10	10
792-II	無線電話受話器 (運輸省需要の送信器, 受信器の税率は 5 %)	20	20
799-I	陸上, 航空, 海上用電気信号機 器	5	5
801-I	蓄電池 (航空機用蓄電池の税率は 5 %)	10	10
834-III	救急, 露きゅう, 給水用等の車 両運搬具	5	0
841-I b-1	手動の車椅子など	5	0
846-III	浚渫, クレーン船, 乾ドックなど	5	0
847	外科用機器	5	0
848	内科, 外科診療用機器	5	0
849	診療, 手術用テーブル, 椅子など	5	0
850	整形用機器, 義肢など	5	0
851	分析用天びん	5	0
872	顕微鏡, 検糖計, 偏光計	5	0
874	天体望遠鏡	5	0
908-III b	セルロイド等のワイアー (タイヤ製造用タイヤコードは 5 %)	10	10

輸 入

販売税率改定の補足

(大蔵省令KEP-611/ML/II/8/71, 1971年8月10日付)

7月12日に輸入販売税率が大巾に改定されたが、8月にいたり9品目が追加改定され、同月10日から発効することになった。

旧税率改定

34-I	バナナ, パイナップル	10%
34-II	ぶどう, りんご, もも, オレンジなど	10
344-I	絹織糸	5
349	ウールなど動物性繊維	5

351-I	羊毛の織糸	5 PL480を除く
355-I	綿織糸	5 PL480を除く
356-II a-1	未晒ブルーキャンブリック	5
356-II a-2	晒しブルーキャンブリック	5
660	亜鉛製品	20 バッテリー製 造の場合 5%

11. 国産重機械の販売税引下げ

(租税総局通達 No. D. 15.4/III/1-49 1971年8月27日付)

インドネシア重機械総代理店組合 (PAABI) の要請を入れて国産重機械の販売税が下記のように引下げられ

た。

なお70年12月から重機械輸入については100%インドネシア資本の輸入総代理店を経由しなければならないことになっている。

重機械の種類	販売税率	免税率	実効税率
精米機	5%	60%	2%
フォークリフト	5%	60%	2%
トラクター	5%	60%	2%
その他の重機械	5%	60%	2%

免税期間は1971年8月13日から12月31日までとなっている。

なお重機械の総代理店組合の現在の組合員数は10社で次のとおりである。

企業名	取扱商品	メーカー名
1. イムコ	1. シュラム 2. ノースウェスト 3. スカイワーカー 4. ディッチウイッチ 5. リトル・ジャイアント 6. ウィリー 7. MKT 8. トラック・ペイバー 9. モダン・ミキサー 10. グレッドヒル 11. ウォッカー	シュラム社 (米) ノースウェストエンジニアリング (米) ハップ・キーナン社 (米) チャールス・マシン・ワークス リトル・ジャイアント・クレイン, アンド, ショベル社 (米) ウィリー・マニュファクチュアリング (米) MKT コーポレーション (米) トラック・マシナリー (米) モダン・ミキサーズ (米) グレッド・ヒル・マシナリー (米) ウォッカー・ヴェルケ (西独)
2. PTP. アディカ・トレイ ディング	12. フォード 13. ヒスター	フォード (米) ヒスター・カンパニー・インダストリアル・トラックス (米)
3. P.T. インレムコ	14. カタピラー 15. ワブコ 16. ワブコ 17. クーリング 18. イシコ	カタピラー・ファーイースト (香港) ウェスチングハウス・エア・ブレイキ (イリノイ) " (オクラホマ) クーリング・オーバーシーズ (ブルートリコ) 石播 (日)
4. P.T. トラキンド・ウタマ	19. アリス・チャルマー	アリス・チャルマー (米)
5. P.T. ガルダジーゼル	20. ハイマック 21. ドルマー 22. テインバージャック	ヒドロリック・マシナリー (英) ドルマー・マシーネン・ファブリック (西独) イートンエイル (カナダ)
6. P.T. アストラ・インタ ーナショナル	23. コマツ 24. P & H 25. マッセイ・ヘルグソン	小松製作所 ハルニッシュフェーゲル・インターナショナル (米) マッセイ・ヘルグソン
7. トランクターナショナル	26. セダラピッド 27. グッドリッチ	アイオワ・マニュファクチュアリング (米) インタナショナル・グッドリッチ (米)
8. P.T. プンバングナン・ ニアガ	28. ベルリート	オートモビル・ベルリート (仏)
9. P.T. ワルガ・ブシ	29. サカイ	酒井重工業 (日)

	30. ニイガタ	新潟鉄工（日）
	31. ナカヤマ	中山製鋼（日）
	32. トクデン	特殊電気工業（日）
	33. ユニック	ユニックコーポレーション（日）
	34. タナカ	タナカ・アイアン・ワークス（日）
10. PF. マサユ・トレイディング グ・インダストリアル	35. バーパーグリーン	バーバーグリーン（米）
	36. ペグソン	ペグソン（英）
	37. キムコ	コマツインターナショナル（日）
	38. B.E.	バシラス・エリー（米）
	39. R.B.	ラストン・バシラス（英）
	40. K.B.	コマツ・バシラス（日）
	41. インターナショナル	インターナショナル・ハーベスター オーストラリア（境）
	42. インタナショナル	インターナショナル・ハーベスター（英）
	43. インタナショナル	インターナショナル・ハーベスター（西独）
	44. インタナショナル	インターナショナル・ハーベスター（米）
	45. ガリオン	ガリエン・アイアンワークス（米）
	46. テルスマス	スマス・エンジニアリング（米）
	47. ダブレコ	ダブレコ・インダストリー（境）
	48. ハイウェイ	ハイウェイ・エクイップメント（米）

主　要　統　計

- 第1表 1971年人口（州別）推計
 第2表 ジャカルタ市生計費指数
 第3表 国民所得統計
 第4表 國内総生産
 第5表 通貨流通高変動要因
 第6表 投資金融
 第7表 財政収入
 第8表 財政支出

- 第9表 國際収支
 第10表 産業別輸出高
 第11表 仕向国別輸出高
 第12表 主要商品輸入額
 第13表 相手国別輸入高
 第14表 外貨認可額
 第15表 政府間資本取引高
 第16表 外為の種類別輸入高

第1表 1971年人口（州別）推計

(単位：1,000人)

アチエ特別区	1,969	中ジャワ	21,326	東南スラウェシ	708
北スマトラ	6,248	ジョグジャカルタ特別区	2,437	南スラウェシ	4,981
西スマトラ	2,719	東ジャワ	24,808	(スラウェシ計)	(8,256)
リアウ	1,477	(ジャワ計)	(78,842)	バリ	2,061
南スマトラ	3,240	西カリマンタン	1,737	西ヌサテンガラ	2,152
ジャンピ	980	中カリマンタン	703	東　　"	2,242
ベンクル	507	南カリマンタン	1,656	マルク	1,057
ランポン	2,664	東カリマンタン	680	西イリアン	—
(スマトラ計)	(19,804)	(カリマンタン計)	(4,776)	(東インドネシア)	7,512
西ジャワ	20,966	北スラウェシ	1,660	合　計	114,190
ジャカルタ特別区	4,305	中スラウェシ	907		

出所 内務省、選舉関連資料。

第2表 ジャカルタ市生計費指数

(1966年9月=100)

	1966年	1967年	1968年	1969年	1970年	1971年									
						I	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
食　料	81	227	542	559	630	639	664	667	653	632	604	604	595	592	605
住　居	71	254	412	562	769	883	883	883	863	825	879	879	871	866	848
衣　料	60	108	252	358	379	426	426	426	426	424	424	424	424	427	431
そ　の　他	80	210	432	659	714	760	769	770	771	771	771	771	773	770	770
総　合	76	206	463	545	614	644	661	662	653	638	626	626	620	618	625
															(増減率)
食　料	913	180	139	3	4.3	4.4	3.9	0.4	-2.1	-3.2	-4.4	0	-1.5	-0.5	2.2
住　居	1,320	258	62	36	31.5	1.4	0	0	-2.2	-4.4	6.5	0	-0.9	-0.6	-2.1
衣　料	1,100	80	133	43	5.6	0	0	0	-0.5	0	0	0	0	0.7	0.9
そ　の　他	1,233	162	106	52	6.4	1.3	1.2	0.1	0.1	0	0	0	0.3	-0.4	0
総　合	986	171	125	18	6.8	2.9	2.6	0.2	-1.4	-2.3	-1.9	0	-0.9	-0.3	1.1

註 品目別ウェイトは、食料 63.4%、住居 10.8%、衣料 8.5%、その他 17.3%。

出所 Bank Indonesia Indonesian Financial Statistics '71年11月号

第3表 国民所得統計（経営市場価格にもとづく）

(10億ルピア)

	1965年	1966年	1967年	1968年	1969年 ¹⁾	1970年 ²⁾
1. 個人消費支出	20,902.5	303.3	786.0	1,771.2	2,301.8	2,630.8
2. 政府消費支出	1,329.8	27.8	62.5	142.5	179.0	251.7
3. 国内資本形成	1,586.7	14.3	67.9	177.9	270.5	422.4
4. 財・非要素用役の輸出	1,251.0	40.3	74.4	227.9	245.2	427.6
5. 財・非要素用役（-）	1,360.0	69.8	143.0	326.6	402.6	536.3
6. 粗国内生産	23,710.0	315.9	847.8	1,993.9	2,593.9	3,196.2
7. 外国からの純要素所得	-173.0	-4.9	-9.6	-28.8	-34.9	-50.3
8. 粗国民生産	23,537.0	311.0	838.2	1,965.1	2,559.0	3,145.9
9. 純間接税（-）	567.0	7.6	31.0	94.0	134.8	188.3
10. 原価償却（-）	1,408.0	17.2	54.7	124.6	168.2	209.4
11. 国民所得	21,562.0	286.2	752.5	1,746.5	2,256.0	2,748.2

1) 修正数字

2) 暫定数字

出所 1965~67. 中央統計局 ビジネスニュース 1971. 1. 16.
1968~70. " " 1971. 12. 17.

第4表 国内総生産（1960年コンスタント・プライスにもとづく）

(10億ルピア)

	1965年	1966年	1967年	1968年	1969年 ¹⁾	1970年 ²⁾
1. 農・林・漁業	225.3	236.1	232.1	248.2	251.0	261.8
a. 食料	142.3	151.0	146.8	160.2	161.9	168.3
b. 非食料	33.2	34.3	34.3	35.4	35.8	36.3
c. エステート生産	13.1	13.0	11.5	11.7	13.0	13.7
d. 豚産	20.5	21.4	22.5	23.6	21.1	22.0
e. 林産	5.2	4.5	5.1	5.6	6.8	8.6
f. 漁業	11.0	11.9	11.9	11.7	12.4	12.8
2. 鉱業	16.0	15.4	16.7	19.7	27.7	32.2
3. 製造業	35.6	36.3	37.5	40.8	46.6	51.1
a. 大工業	22.7	22.8	24.3	26.7	32.0	36.0
b. 中 "						
c. 小 "	12.9	13.5	13.2	14.1	14.6	15.1
4. 建設	7.4	8.4	7.3	8.8	11.5	14.1
5. 電力・ガス	1.7	1.7	2.2	2.3	2.6	2.9
6. 運輸・通信	15.1	15.2	15.7	15.9	16.5	17.4
a. 鉄道輸送	0.8	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6
b. 航空業	0.8	0.8	0.8	0.7	0.9	1.2
c. 通信	0.4	0.4	0.4	0.3	0.4	0.4
d. その他の	13.1	13.3	13.9	14.3	14.6	15.2
7. 卸・小売業	67.4	64.5	70.8	76.2	87.0	96.8
8. 金融業	4.3	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4
a. 銀行	2.9	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3
b. 協同組合	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
c. 保険	0.8	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
d. その他の	0.5	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
9. 家屋賃貸業	8.4	8.7	8.8	9.4	10.0	10.8
10. 政府行政、防衛	21.3	24.3	25.0	24.7	26.6	27.0
11. サービス	27.4	27.9	28.8	29.4	30.1	30.9
a. 個人サービス	17.7	18.0	18.6	19.0	19.4	20.0
b. 社会	9.1	9.3	9.6	9.8	10.1	10.3
c. リクリエーション	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
12. 粗国内生産	429.9	441.9	448.3	478.8	513.0	548.4

註 1) 修正済数字

2) 暫定 "

出所 1965~67. 1970年版 アジア動向年報。
1968~70. ビジネス・ニュース 1971. 12. 17.

第5表 通貨流通高変動要因

(単位: 100万ルピア)

	1967年	1968年	1969年	1970年	1971年							
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
IMF 借 入	- 12,223	- 3,750	- 16,739	- 12,211	-	-	-	-	-	1,890	- 714	- 5,006
その他純海外資産	- 166	16,241	20,659	35,866	- 1,772	- 3,646	12,985	- 27,226	1,815	2,650	4,672	4,499
対 政 府 債 権	23,923	2,881	- 10,669	- 8,669	8,222	2,093	- 13,912	18,586	5,812	- 10,378	2,854	8,240
対 政 府 機 関 債 権	-	22,499	30,231	2,686	9,073	- 7,165	- 2,830	1,814	3,173	7,603	2,466	- 703
対 企 業 個 人 債 権	24,461	39,725	84,939	137,266	9,637	5,738	23,823	- 5,710	3,373	14,848	- 3,937	12,072
対 非 預 金 銀 行 債 権	189	398	2,648	- 2,245	8	1	101	100	-	- 100	-	-
その他の (net)	- 5,007	- 5,793	- 7,229	- 61,403	- 12,884	16,225	- 2,564	18,378	- 1,397	8,290	- 851	10,571
通 貨 流 通 高	29,263	62,423	66,079	61,080	13,072	6,324	9,718	3,010	5,903	9,885	2,627	4,790
現 金 通 貨	19,738	40,586	29,561	28,541	4,428	3,204	6,369	2,712	1,626	7,421	2,122	410
預 金 "	9,525	21,857	26,518	22,539	8,664	3,120	3,349	298	4,277	2,564	505	4,380
準 通 貨	1,914	9,778	37,761	30,310	- 804	7,918	7,693	2,932	6,873	4,814	1,863	3,741

出所 Bank Indonesia Indonesian Financial Statistics. '71, 11月号。

第6表 投資金融

(100万ルピア)

	1970年				1971年								
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
政 府 認 可 額	50,180	54,796	58,697	63,944	70,847	74,059	77,680	83,879	85,657	87,040	88,564	94,806	100,436
農 業	12,547	14,672	15,315	16,293	18,866	19,469	20,349	20,910	21,141	21,393	21,983	26,184	28,106
製 造 業	18,869	21,284	23,645	27,432	31,235	31,929	34,467	37,273	37,875	38,638	39,514	40,344	41,042
鉱 業	259	259	259	259	259	259	259	259	259	259	136	136	136
運 輸・観 光	17,715	17,776	18,636	19,055	19,644	21,466	21,669	24,201	25,146	25,514	25,702	26,852	29,862
そ の 他	790	805	842	905	843	936	936	1,236	1,236	1,236	1,229	1,290	1,290
融 資 残 高	33,142	34,860	36,734	40,439	42,952	45,893	49,165	51,760	53,591	58,671	61,642	63,408	...
農 業	10,729	10,895	11,252	11,594	12,461	12,486	13,503	14,311	14,479	15,136	15,938	16,091	...
製 造 業	10,691	11,664	12,994	15,132	16,270	17,837	20,066	21,793	22,569	25,791	26,077	27,017	...
鉱 業	228	259	259	108	108	109	110	109	109	109	109	109	...
運 輸・観 光	10,941	11,454	11,555	12,958	13,478	14,826	14,847	14,939	14,939	16,815	18,700	19,385	...
そ の 他	553	588	674	647	635	639	639	608	608	820	818	806	...

出所 前掲書。

第7表 財政収入

(単位: 100万ルピア)

	1969/70年		1970/71年		1971/72年		1972/73年	
	予 算	実 繖	予 算	実 繖	予 算	実 繖	予 算 ¹⁾	実 繖
1. 経 常 収 入	228,000	243,704	320,583	344,603	415,960		573,600	
a. 直 接 税	91,200	91,468	117,120	121,668	144,000		297,300	
所 得 税	15,500	12,060	13,250	13,375	15,700		21,400	
法 人 税	15,000	15,640	21,250	20,683	21,600		29,500	
外 国 石 油 法 人 税	48,700	48,332	61,470	68,818	87,200		206,400	
M P O	11,500	15,268	20,900	18,591	19,100		26,000	
そ の 他	500	168	250	201	400		14,000	
b. 間 接 税	134,300	149,069	200,810	209,823	267,700		267,500	
販 売 税	12,000	15,099	19,000	18,285	20,700		26,500	
輸 入 販 売 税	10,000	15,865	19,500	22,097	29,600		29,600	
消 費 税	28,200	32,090	39,460	38,879	45,600		45,800	
輸 入 關 稅	60,000	57,671	78,000	70,697	98,600		93,900	

輸出税(中央政府)	7,000	7,447	7,000	25,032	28,700	30,900
石油 収 入	14,100	17,460	33,600	30,417	39,100	34,800
そ の 他	3,000	3,437	4,250	4,416	5,400	6,000
c. 非 税 収 入	2,500	3,167	2,653	13,112	4,260	8,800
2. 開 発 収 入	99,418	91,058	124,316	120,531	169,250	178,000
a. 外 国 援 助	63,184	65,761	78,676	78,951	103,100	95,000
b. プロジェクト援助	36,234	25,297	45,640	41,580	66,150	83,000
3. 合 計	327,418	334,762	444,899	465,134	585,210	751,600

出所 前掲書。 1) Business News 紙 '72.1.7 より (単位: 10億ルピア)

第8表 財政支出

(単位: 100万ルピア)

	1967/70年		1970/71年		1971/72年		1972/73年	
	予 算	実 績	予 算	実 績	予 算	実 績	予 算	実 績
1. 経 常 支 出	204,044	216,544	283,475	288,177	343,340	437,500		
a. 人 件 費	93,408	93,110	119,439	119,738	153,180	214,200		
米現物配給費	38,476	18,460	20,100	22,146	20,500	33,600		
米代金配給		10,392	10,634	11,404	12,500	137,400		
給 与 そ の 他	48,467	56,432	73,522	70,596	101,600	20,900		
その他国内人件費	2,040	3,758	10,992	10,809	14,200	15,400		
国外人件費	4,428	4,068	4,191	4,783	5,000	6,900		
b. 物 件 費	50,524	61,025	69,443	74,266	79,340	87,100		
食 料 配 給 費	13,801	10,730	12,780	11,699	12,100	76,700		
国 内 物 件 費	27,539	42,402	47,320	56,285	59,040			
國 外 物 件 費	9,184	7,893	9,343	6,282	8,200	10,400		
c. 補 助 金	41,412	44,121	53,219	56,166	66,800	83,500		
西 イ リ アン	8,000	8,927	8,000	10,068	10,600	10,600		
地 方 政 府	33,412	35,194	45,219	46,098	56,200	72,900		
ADO 転換金	—	—	—	—	—	—		
d. 債 務 返 済	16,500	14,439	31,374	25,600	37,200	47,700		
國 内 債 務 返 済	1,000	1,740	11,100	20,000	8,400	9,000		
國 外 債 務 返 済	15,000	12,696	20,274	23,600	28,800	38,700		
e. そ の 他 支 出	2,200	3,852	10,000	12,407	6,200	5,000		
前 年 以 前 財 政 支 出		1,090	—	1,449	1,500			
そ の 他		2,762	10,000	10,958	4,700			
2. 開 発 支 出	123,374	118,127	161,424	169,752	241,870	34,100		
a. 中央政府支出		79,738	99,500	82,969	125,440			
b. 銀 行 金 融 支 出		7,582	5,000	1,000	11,500			
c. 地 方 政 府		2,600	11,284	31,899	35,280			
d. 西 イ リ アン		2,910	—	782	3,500			
e. ビ マ ス		—	—	9,576	—			
f. そ の 他		—	—	1,946	—			
g. プロジェクト借款		25,297	45,640	41,580	66,150			
3. 合 計	327,418	334,671	444,899	457,929	585,210	751,600		

出所 前掲書。 1) Business News 紙 '72.1.7 より (単位: 10億ルピア)

第9表 國際収支

(単位: 100万ドル)

	1966年	1967年	1968年	1969年	1970年 ³⁾	1~3月	1971 ¹⁾ 年 4~6月
A. 財およびサービス	-176	-320	-287	-394	-390	-105	-118
輸出	714	770	872	995	1,173	310	324
うち、石油会社輸出	(215)	(244)	(303)	(366)	(434)	(113)	(121)
輸入	-604	-805	-831	-993	-1,096	-296	-315
うち、石油会社輸入	(-68)	(-68)	(-80)	(-87)	(-92)	(-22)	(-28)
運輸・観光	-88	-120	-133	-148	-186	-45	-49
投資収入	-47	-63	-78	-107	-133	-35	-39
うち、外国石油会社収入	(-40)	(-62)	(-74)	(-105)	(-128)	(-33)	(-36)
政府取引(net)	-35	-23	-23	-18	-20	-7	-5
その他サービス(net)	-116	-79	-94	-123	-128	-32	-34
B. S D R	—	—	—	—	35	28	—
C. 民間資本取引(net)	50	100	45	56	93	40	38
D. 政府移転・資本	124	241	234	283	301	79	86
賠償	15	—	—	—	—	—	—
借款・贈与 ²⁾	44	201	85	166	213	65	40
PL 480	35	31	129	110	116	20	46
その他の	30	9	20	7	-28	-6	—
E. A ~ D 合計	-2	21	-8	-55	39	42	6
F. 誤差・脱漏	-9	-30	-4	35	-4	-31	67
G. 通貨収支	11	9	12	20	-35	-11	61
純IMFポジション	—	-14	15	48	26	—	-5
その他短期債務	—	—	-3	7	-23	+14	-13
短期資産(増一)	11	23	—	-35	-38	-25	+79
貨幣用金(増一)	—	—	—	—	—	—	—

注 1) 暫定数字。

2) 石油部門(シェル社の)負債含ます。

3) 修正済数字。

出所 前掲書。

第10表 産業別輸出高

(単位: 100万ルピア)

	1966年	1967年	1968年	1969年	1970年	1971年	1971年				
						I	1月	2月	3月	4月	5月
畜 產 物	4,863	6,372	7,600	6,554	11,974	4,713	1,404	1,493	1,816	1,667	1,764
農 林 產 物	404,960	335,894	333,152	309,423	473,596 ²⁾	147,592	52,759	41,943	52,890	46,318	51,834
エステート作物	176,596	126,171	121,673	79,750	118,516	36,842	12,609	9,044	15,189	15,175	13,511
住 民 作 物	221,470	199,987	194,627	202,111	264,156	72,992	25,465	22,445	25,082	19,608	24,219
林 產 物	3,042	2,864	5,152	1,741	3,785	834	290	243	301	273	256
木 材	3,500	6,304	11,102	25,424	86,118	36,723	14,319	10,153	12,251	11,209	13,792
そ の 他	352	568	598	397	1,012	201	76	58	67	53	56
鉱 產 物	236,830	294,188	335,485	417,304	479,370 ²⁾	133,173	44,362	39,047	49,764	41,439	49,810 ²⁾
そ の 他	31,879	28,981	74,519	97,920	44,330 ¹⁾	2,087	635	533	919	851	760
合 計	678,532	665,435	750,756	831,20	1,009,270 ²⁾	287,565	99,160	83,016	105,389	90,275	104,168

注 1966-67年は1ドル=10ルピア。

1) 詳細不明の数字を含む。

2) は修正済数字。

出所 前掲書。

第11表 仕向国別輸出高

(単位: 100万ドル)

	1961年	1967年	1968年	1969年	1970年	1971年	1971年				
						I	1月	2月	3月	4月	5月
ヨーロッパ	270.21	173.37	141.42	103.80	153.79	43.96	15.14	11.55	17.27	13.37	13.83
(イギリス)	15.96	24.50	9.38	6.98	12.23	3.38	1.13	0.84	1.41	0.79	1.00
(西ドイツ)	77.14	56.61	48.03	33.05	44.70	16.18	6.05	3.45	6.68	4.99	4.46
(オランダ)	94.06	41.56	43.59	32.38	41.94	12.63	4.07	3.22	5.34	3.26	4.54
(ベルギー・ルクセンブルグ)	13.85	8.82	9.95	8.67	14,91	2.48	0.72	1.22	0.54	0.63	1.44
(ソビエト)	25.91	14.77	16.65	10.84	19.49	3.96	1.58	1.40	0.98	1.21	0.51
アメリカ大陸	143.63	105.03	115.00	110.31	114.08	30.73	5.55	8.54	16.64	14.19	20.77
(アメリカ)	138.38	102.73	112.70	107.31	110.68	30.34	5.50	8.34	16.50	14.14	20.69
アジア	201.81	313.17	360.19	460.84	511.13	134.78	38.37	30.73	65.68	61.76	68.73
(マレーシア)	—	1.41	27.66	26.59	16.06	5.36	0.29	0.49	0.58	0.34	0.35
(シンガポール)	18.01	65.66	115.70	136.17	152.70	38.76	16.34	11.02	11.40	13.49	10.74
(日本)	121.10	194.50	172.15	243.91	296.97	77.67	17.66	15.91	44.10	42.36	50.91
(フィリピン)	22.14	22.09	24.23	25.10	17.09	2.76	0.07	0.03	2.66	2.05	2.49
オーストラリア	61.43	72.63	73.32	66.53	29.39	3.20	0.69	0.43	2.08	0.87	0.65
合 計	678.53	665.44	750.76	831.20	1,009.27 ¹⁾	287.57	99.16	83.02	105.389	90.275	104.17

注 1966-67年は1ドル=10ルピア。

1) 詳細不明の数字を含む。

出所 前掲書。

第12表 主要商品輸入額(CIF 價格)

(単位: 100万ドル)

	1966年	1967年	1968年	1969年	1970年	1971年					
						1月	2月	3月	4月	5月	6月
原 材 料	180.3	238.7	251.8	320.8	346.9 ¹⁾	34.6	35.8	50.2	33.0	33.2	37.6
化 学 製 品、薬 品	7.2	19.6	19.9	38.1	37.2	2.7	2.3	4.9	2.9	3.2	3.1
肥 料	11.5	20.3	31.3	30.6	16.7 ¹⁾	1.4	1.3	2.6	4.6	1.9	1.7
染 料	5.8	7.3	7.2	9.9	12.6	1.7	1.5	1.4	1.4	1.3	1.4
包 装 紙	—	0.5	0.4	0.6	0.2	—	—	0.1	0.1	—	—
印 刷、筆記用紙	7.3	10.3	13.3	13.2	20.0	2.3	3.5	2.2	3.7	1.1	1.8
原 織 縿	4.5	7.5	9.6	12.6	8.2	0.6	2.2	1.1	0.6	0.2	0.7
織 物	28.0	14.1	25.0	53.4	53.1	3.9	3.1	3.6	3.2	3.7	3.9
セメント コンクリート用材	3.7	5.4	6.3	10.9	11.3 ¹⁾	1.5	1.2	1.0	0.9	1.0	1.5
鉄 棒 鉄 鋼	5.5	1.0	3.0	8.2	11.4	1.8	1.5	2.1	1.2	1.2	1.5
鉄 鋼 板	5.0	2.1	3.4	6.4	9.9	2.2	2.9	1.1	0.4	1.9	1.2
亜 鉛 鉄 板	6.9	12.3	15.6	16.9	21.1	1.9	1.9	6.0	2.0	1.2	4.3
包 装 袋	1.1	1.2	2.5	3.4	6.3	0.5	0.3	0.7	0.6	0.6	0.4
そ の 他	67.3	88.8	83.2	96.8	127.9 ¹⁾	13.5	13.6	21.8	11.1	15.0	15.2
資 本 財	121.6	179.0	197.5	238.9	319.9 ¹⁾	37.1	31.5	53.8	33.2	35.0	48.1
鉄 鋼 パ イ プ	5.4	6.3	10.4	15.5	16.5	1.7	2.6	4.8	2.2	1.5	1.6
機 械	27.5	34.8	48.3	59.3	90.9	8.6	5.6	17.9	8.3	10.5	12.6
内 燃 動 力 機	11.7	13.1	20.2	20.8	29.3 ¹⁾	2.6	3.7	3.8	2.3	3.0	4.7
電動機変圧器	2.1	3.0	5.6	4.6	6.7	1.4	0.6	0.7	0.2	0.6	0.7
自 動 車	26.9	16.3	21.0	30.6	42.3	7.2	6.4	8.4	6.8	4.4	10.5
鉄道用施設	3.2	29.8	0.2	0.2	2.7	0.2	0.1	2.1	0.2	0.4	1.3
そ の 他	44.8	75.7	91.8	107.9	131.5 ¹⁾	15.4	12.5	16.1	13.2	14.6	16.7
消 費 財	224.7	231.5	266.5	221.0	226.6 ¹⁾	18.6	17.9	36.0	13.7	18.7	15.3
米	58.0	14.2	96.4	45.1	49.1	0.4	1.4	4.4	0.7	0.7	—
小 麦 粉	5.0	16.9	38.4	32.1	29.6	1.4	2.2	2.5	3.3	1.0	0.8
ミルク・クリーム	2.6	5.4	6.3	8.2	9.2 ¹⁾	0.7	1.2	1.8	0.8	0.7	0.8
医 薬 品	7.0	8.6	10.7	12.2	14.2 ¹⁾	1.1	0.8	1.5	0.7	1.0	1.1
織 物	40.4	42.0	17.8	15.5	8.8	1.6	1.3	3.2	0.7	1.8	2.8
下 着	4.3	2.8	1.1	1.2	2.9	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2
自 動 車	1.9	6.0	10.6	10.3	12.5	1.0	0.5	1.3	1.2	1.0	1.2
そ の 他	105.5	135.6	85.2	96.4	100.3 ¹⁾	12.3	10.4	21.2	6.2	12.4	8.4
合 計	526.6	649.2	715.8	780.7	893.4 ¹⁾	90.3	85.2	140.0	79.9	86.9	101.0

注 1966-67年1ドル=10ルピア。

1) 修正済数字。

出所 前掲書。

第13表 相手国別輸入高 (CIF 価額)

(単位: 100万ドル)

	1961年	1962年	1963年	1964年	1965年	1966年	1967年	1968年	1969年	1970年	1971年度					
											1月	2月	3月	4月		
ヨーロッパ	274.3	206.5	190.2	291.6	228.1	174.5	209.2	214.9	190.4	230.7 ^b	23.5	22.4	43.9	21.6	23.5	20.1
(イギリス)	50.3	55.2	40.0	47.0	27.3	13.3	22.5	17.6	27.8	30.0	3.0	2.4	7.8	8.6	5.2	3.3
(西ドイツ)	105.7	74.6	71.0	86.0	62.1	48.0	80.5	70.1	64.6	84.8 ^b	11.2	7.1	13.0	8.3	10.0	8.3
(オランダ)	7.2	1.5	1.3	7.0	22.9	25.6	47.6	50.7	39.4	46.0 ^b	3.4	4.5	5.6	4.1	4.0	4.2
アメリカ大陸	149.2	134.0	89.8	12.8	68.8	50.7	53.9	125.3	159.5	160.8 ^b	11.2	16.9	26.7	11.6	9.1	20.7
(アメリカ)	136.2	116.7	59.2	10.4	65.6	49.2	52.3	123.2	154.2	157.7 ^b	11.1	16.9	26.1	11.1	9.0	20.1
アフリカ	8.3	4.3	5.0	13.4	6.6	7.2	10.6	25.0	8.0	24.2 ^b	—	4.3	8.8	—	4.7	2.9
アジア	348.0	299.3	233.1	357.6	387.1	290.0	361.7	330.2	402.3	452.4 ^b	53.0	39.0	56.4	44.6	47.2	54.7
(シンガポール)	16.7	13.1	4.8	0.2	—	1.3	17.3	33.6	39.8	49.1 ^b	5.9	4.7	8.3	6.6	5.9	6.6
(日本)	142.3	135.2	87.5	142.8	159.1	141.5	181.9	159.2	225.9	262.8 ^b	32.2	21.0	33.4	27.3	30.5	35.0
(ホンコントーク)	40.9	11.4	13.6	15.2	14.1	49.1	59.8	32.8	26.9	20.4	1.4	2.2	1.8	1.5	1.1	1.3
(中国)	39.9	48.3	44.3	61.0	98.8	40.7	54.2	38.4	43.0	30.5 ^b	3.2	1.6	3.3	1.8	2.3	2.4
オーストラリア	14.2	3.0	3.3	4.5	4.0	4.2	13.8	20.4	20.5	25.4 ^b	2.3	2.6	4.2	2.1	2.4	2.6
合計	794.0	647.1	521.4	679.9	694.6	526.6	649.2	715.8	780.7	893.4 ^b	90.3	85.2	140.0	79.9	86.9	101.0

注 () は200万ドル以上の輸出額。
1966-67年は1ドル=10ルピー。

出所 前掲書。

第14表 外資認可額 (1971年10月現在)

(単位: 1,000 ドル)

	件数	累積額	1971年											
			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月		
アメリカ	67	410,481	98,700	11,337	214,696	64,726	1,750	5,066	616	3,875	1,390	3,075	200	—
オーストラリア	20	86,963	875	90	619	4,785	—	330	495	2,139	2,000	450	75,180	—
バハマ	2	8,420	—	—	—	—	—	320	—	—	—	—	8,100	—
オランダ	25	50,350	630	15,321	25,222	7,477	990	—	—	215	—	—	—	—
ベルギー	14	13,071	231	8,100	250	3,625	370	—	—	—	—	—	—	495
ブルネイ	1	1,000	—	—	—	—	—	—	—	2,000	—	—	—	495
デンマーク	4	3,667	1,000	1,200	667	800	—	—	—	—	—	—	—	—
日本	80	239,552	3,000	13,154	93,778	25,613	16,336	52,132	560	20,251	—	3,100	—	—
西ドイツ	19	16,242	200	5,034	2,429	5,689	370	—	—	—	—	—	2,230	7,000
ホンコグ	57	78,336	250	11,893	14,305	13,387	900	300	16,300	7,520	5,465	3,500	360	1,800
イギリス	1	1,369	—	—	649	—	—	—	—	720	—	—	—	—
イタリア	28	27,455	1,408	344	3,000	21,158	—	—	1,350	—	—	—	—	195
韓国	1	300	—	—	—	—	—	—	800	—	—	—	—	—
リベリア	4	83,394	—	75,744	7,650	—	—	—	—	—	—	—	—	—
タナ	4	51,400	—	48,000	—	3,400	—	—	—	—	—	—	—	—
マレーシア	27	32,787	—	225	—	225	—	—	—	—	—	—	—	—
ノルウェー	7	5,440	—	—	800	10,450	13,129	—	—	—	2,720	1,050	—	638
パナマ	3	3,681	—	—	—	2,350	2,490	—	—	—	—	600	—	—
フランス	5	8,900	6,000	—	3,681	—	—	—	—	—	—	—	—	—
フランス	8	15,291	4,000	1,700	5,790	1,575	—	—	—	2,226	—	—	—	—
フィリピン	16	261,531	3,000	5,000	248,600	2,950	—	—	—	—	—	—	—	—
シンガポール	31	50,489	—	5,164	15,702	12,111	—	13,500	—	—	425	—	—	—
スウェーデン	1	600	—	—	600	—	—	—	—	—	—	—	—	—
スイス	11	15,408	—	858	325	14,225	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	436	1,466,852	119,294	207,420	648,008	198,914	20,716	71,648	18,771	38,721	12,935	15,572	86,522	5,718
インドネシア	—	151,911	5,275	22,112	33,498	37,601	3,657	5,417	17,159	11,176	1,726	4,858	2,878	1,382
総計	436	1,618,763	124,569	229,532	681,506	236,515	24,373	77,065	35,930	49,897	14,661	20,430	89,400	7,100

出所 前掲書。

第15表 政府間資本取引高

(単位: 100万ドル)

	1966年 繰越	1967年			1968年			1969年			1970年		
		コミットメント	消化額	繰越									
商 品 援 助	35	183	195	23	299	246	76	322	249	149	342	284	207
借 款 款	16	132	137	11	120	90	41	129	93	77	120	122	75
グ ラ ン ト	9	23	24	8	25	24	9	21	21	9	22	18	13
PL 480	8	22	28	2	143	127	18	147	119	46	172	119	99
食 糧	2	6	6	2	11	5	8	25	16	17	28	25	20
プロ ジ ェ ク ツ 援 助	182	—	69	113	72	20	165	211	69	307	253	110	450
1967 年 以 前	182	—	69	113	—	20	93	—	15	78	—	10	68
1967 年 以 降	—	—	—	—	72	—	72	211	54	229	253	100	382
そ の 他 (ネット)	—	—	9	—	—	32	—	—	7	—	—	—28	—
債 務 返 済	—	—	—54	—	—	—75	—	—	—40	—	—	—66	—
合 計	217	183	219	136	371	223	241	533	285	456	595	300	657

出所 前掲書。

第16表 外為の種類別輸入高

(単位: 100万ドル)

	1967年	1968年	1969年	1970年	1971年	1971年 ²⁾								
						1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
外 国 援 助	177.8	247.2	273.7	369.8 ³⁾	251.7	30.1	21.4	21.7	33.5	22.0	24.1	31.6	48.2	19.1
D K	177.8	247.2	211.2	284.2 ³⁾	195.5	28.4	10.4	14.5	26.7	19.7	19.4	24.2	34.4	17.8
食 糧	—	—	28.0	34.1	14.0	0.7	2.4	0.1	0.1	—	0.2	—	10.0	0.5
プロ ジ ェ ク ツ	—	—	34.5	51.5	42.2	1.0	8.6	7.1	6.7	2.3	4.5	7.4	3.8	0.8
現 金	367.0	445.2	505.4	683.1	508.1	74.2	75.9	90.5	66.1	44.7	45.0	46.8	44.4	20.5
D U	356.1	433.7	497.5	444.9	212.3	27.4	17.2	24.7	31.0	27.9	23.0	23.7	26.6	10.8
A D O	10.9	11.5	7.9	1.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
マーチャント L/C	—	—	—	190.8	230.4	32.3	52.0	56.0	29.7	10.6	14.9	17.2	11.0	6.7
輸 入 金 融	—	—	—	45.5	65.4	14.5	6.7	9.8	5.4	6.2	7.1	5.9	6.8	3.0
そ の 他	24.4	21.2	36.5	36.4	31.3	3.8	3.2	2.8	1.8	2.1	4.9	3.6	4.9	4.2
D P	24.4	21.2	16.3	8.0	7.0	0.3	0.5	0.2	0.6	0.5	0.6	1.1	2.7	0.5
石 油 会 社	—	—	18.0	24.8	20.4	2.6	2.2	2.3	0.8	1.6	3.8	2.2	1.7	3.2
投 資	—	—	2.2	3.6	3.9	0.9	0.5	0.3	0.4	—	0.5	0.3	0.5	0.5
通 関 パ ス	—	—	11.6	8.7	13.6	1.4	1.1	2.3	1.8	1.4	1.7	2.3	1.6	—
自由輸入(SIDB)	—	6.0	93.6	34.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	569.2	719.6	920.8	1,132.7 ³⁾	804.7	109.5	101.6	117.3	103.2	70.2	75.7	84.3	99.1	43.8
自 由 輸 入 ¹⁾	96.9	82.8	106.0	56.7	11.0	1.6	1.6	4.2	1.8	0.5	0.8	0.3	0.1	0.1

注 1) 通関ベース。

2) 暫定数字。

3) 修正数字。

出所 前掲書。